



平川市の国保

令和 6 年度版

(令和 5 年度実績)

平川市財政部税務課

目 次

平川市のあらまし	1
平川市国民健康保険関係事務機構	3
平川市国民健康保険運営協議会	4
1. 被保険者	
(1) 国民健康保険の加入状況	6
(2) 人口と被保険者数の比較	6
(3) 国保世帯数および国保被保険者数（年度平均）	7
(4) 年度別被保険者の異動事由	7
(5) 外国人に対する適用状況	7
2. 国民健康保険税	
(1) 賦課内容	9
(2) 保険税及び賦課限度額の推移	10
(3) 保険税の軽減	10
(4) 1人当たり保険税	11
(5) 1世帯当たり保険税	11
(6) 1人当たり保険税と医療費、1世帯当たり保険税と医療費の関係	12
(7) 年度別保険税収納状況	13
3. 保険財政	
(1) 国民健康保険特別会計の決算	15
(2) 令和5年度決算の状況	19
4. 保険給付	
(1) 療養諸費の状況	21
(2) 受診率	24
(3) 1人当たり医療費（入院+入院外+歯科+調剤）	25
(4) 1件当たり医療費（入院+入院外+歯科）	26
(5) 1件当たり日数	27
(6) 高額療養費	30
(7) 出産育児一時金	31
(8) 葬祭費	31

5. 特定健康診査・特定保健指導・脳ドックの状況

(1) 特定健康診査（特定健診）	32
(2) 特定健診等実施計画	33
(3) 令和5年度特定健診の進捗状況	34
(4) 内臓脂肪症候群判定結果	35
(5) 特定保健指導	36
(6) 脳ドック助成事業	37

6. 疾病統計

(1) 国保疾病分類の状況（入院＋入院外）	38
-----------------------------	----

7. 条例・規則等（令和6年4月1日現在）

(1) 平川市国民健康保険条例	40
(2) 平川市国民健康保険運営協議会規則	48
(3) 平川市国民健康保険税条例	50
(4) 平川市国民健康保険給付規則	84
(5) 平川市国民健康保険財政調整基金条例	87
(6) 平川市国民健康保険高額医療費支払資金貸付要綱	89
(7) 平川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱	92
(8) 平川市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱	96

平 川 市 の あ ら ま し

市 章

平川（ひらかわ）市の「ひ」をモチーフにデザインしました。「豊かな自然」「豊かな実り（りんご）」「元気な市民」をイメージするとともに、未来に向かって飛躍する同市・市民を親しみやすくシンボライズしました。



（平成18年1月1日制定）

1. 市制施行

平成18年1月1日

2. 位 置

青森県南部、津軽平野の南東部に位置し、東は十和田湖を境にして十和田市、秋田県小坂町、西は平川を隔てて弘前市、大鰐町と接し、北は、青森市、黒石市、田舎館村、南は秋田県に接した錨型をなしています。



平川市

広 ぼ う (広 が り)	東西／31.3km 南北／25.4km
東 端	東経／140° 52' 45"
西 端	東経／140° 30' 32"
南 端	北緯／ 40° 24' 09"
北 端	北緯／ 40° 37' 53"
面 積	346.01km ²
市 役 所 本 庁 舎 位 置	東経／140° 33' 59" 北緯／ 40° 35' 03" 海拔／ 43m

3. 人口及び世帯数

人 口 29,559人（男13,942人、女15,617人）

世帯数 12,358世帯

住民基本台帳 （令和6年3月末現在）

4. 産業構造

産業別就業者人口
(令和2年国勢調査)

第1次産業	3,690 人 (23.26 %)
第2次産業	3,534 人 (22.27 %)
第3次産業	8,633 人 (54.41 %)
総 数	15,866 人

※総数に分類不能が含まれるため合計値と一致しない。

5. 医療施設

令和5年10月1日現在

病 院	0 か所 (病床数 0 床)
診 療 所	17 か所 (病床数 19 床)
歯 科	8 か所

6. 概 要

本市は、青森県南部、津軽平野の南東部に位置し、津軽平野の一部で農業に適した肥沃な土壌の地質を持ち、水田地帯として利用される平坦地と、標高20m～300mの丘陵地で水稲とりんごの複合経営地帯として活用されている台地、八甲田・十和田火山群の一部に属した山間地で、ほとんどが国有林となっています。

平成18年1月1日、青森県南津軽郡平賀町、尾上町、碓ヶ関村の二町一村が合併し、「平川市」が誕生しました。

第2次平川市長期総合プランでは、「あふれる笑顔 くらし輝く 平川市」を将来像としています。

農業が基幹産業の本市では、主にりんご、米、野菜、花卉などを栽培しています。食の安全・安心を強く求める消費者に対応するため、有機栽培や減農薬などに積極的に取り組んでいます。また、地産地消や特産品のブランド化を促進し、魅力ある農業を目指しています。

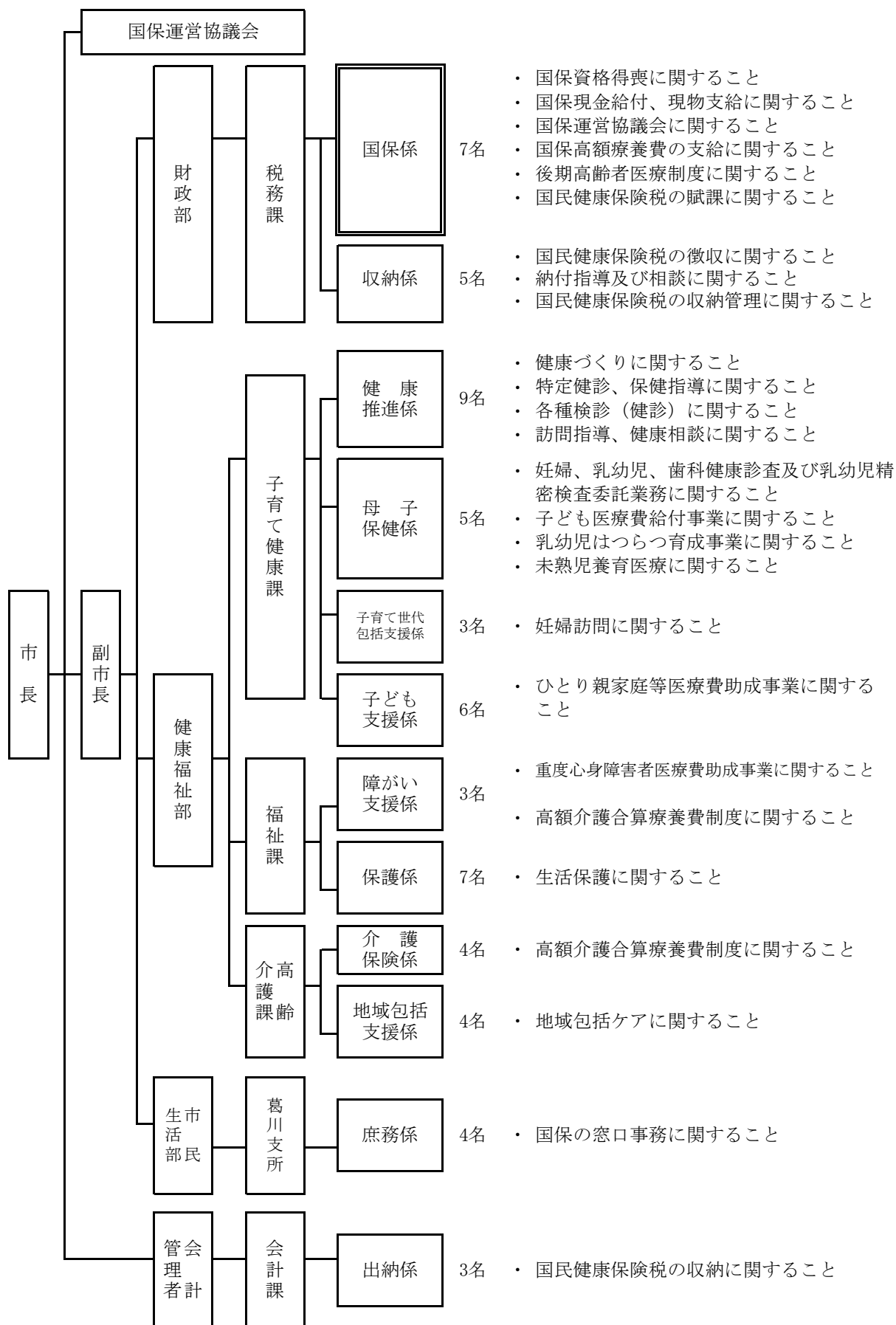
工業では、松崎工業団地（平賀地域）と尾上農工団地（尾上地域）の2か所の工業団地を設け、企業立地を促進しています。

本市には、美しい自然や田園風景、独自の伝統文化や歴史的遺産があります。志賀坊森林公園や白岩森林公園、国指定名勝の盛美園や県重宝の猿賀神社本殿、藩政時代の交通の要衝として知られる碓ヶ関御関所などの観光スポットは、多数の観光客で賑わいを見せています。

そのほか、国・県指定文化財である獅子踊りや荒馬踊りなどの伝統芸能や、世界一の「扇ねぶた」がまちを練り歩くねぶた祭りが盛んな地域です。農家蔵・農家庭園めぐり、道の駅いかりがせきを会場に行われるフードイベントなど多彩なイベントも開催されています。

このように、以前から取り組んできた観光振興策を受け継ぎながら、美しい景観や街並み、温泉など豊富に点在する資源を有効に結びつけた活用を推進しています。

平川市国民健康保険関係事務機構（令和6年4月現在）



平川市国民健康保険運営協議会

1. 構成

- | | | |
|-----------------|-------------------------|---------------|
| ○ 会 長 | 外 川 雅 博 | |
| ○ 会 長 職 務 代 理 者 | 今 井 芳 美 | |
| ○ 委 員 数 | 被 保 険 者 代 表 | ・ ・ ・ ・ ・ 5 人 |
| | 保 険 医 又 は 保 険 薬 剤 師 代 表 | ・ ・ ・ ・ ・ 5 人 |
| | 公 益 代 表 | ・ ・ ・ ・ ・ 5 人 |

2. 任期

令和4年2月24日～令和7年2月23日まで

3. 委員名簿

区分	氏 名	区分	氏 名	区分	氏 名
被保険者代表	花 田 と き 子	保険薬 剤師 又は 代表	石 澤 幸 男	公益代表	外 川 雅 博
	相 馬 美 保 子		須 藤 尚 紀		今 井 芳 美
	須 々 田 美 穂 子		奥 口 知 行		一 戸 勝 廣
	佐 藤 秀 則		清 藤 浩 也		石 田 比 查 子
	工 藤 彰 美		西 谷 光 代		松 井 靖 子

4. 開催状況

年度	開 催 年 月 日	審 議 内 容
2	令和2年4月20日 (書面協議)	①新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について
	令和2年5月14日 (書面協議)	①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について
	令和2年8月21日	①令和元年度国民健康保険特別会計の決算について ②報告（傷病手当金、国民健康保険税の減免について）
	令和2年10月27日 (書面協議)	①国の税制改正に準じた国保税の軽減基準の見直しについて
	令和3年2月24日	①令和3年度平川市国民健康保険特別会計予算（案）について
	令和3年3月17日 (書面協議)	①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免期間の延長及び所要の改正について
3	令和3年8月25日 (中止)	①令和2年度国民健康保険特別会計の決算について
	令和3年11月2日 (書面協議)	①出産育児一時金の支給額の改正について
	令和4年2月24日 (書面協議)	①未就学児均等割保険税の減額について ②令和4年度平川市国民健康保険特別会計予算(案)について ③第2期保健事業計画・第3期特定健康診査等実施計画の進捗について
	令和4年3月17日 (書面協議)	①国民健康保険税の課税限度額の見直しについて ②税率改正について

4	令和4年8月22日	①令和5年度平川市国民健康保険税の税率等改正について ②令和3年度国民健康保険特別会計の決算について
	令和5年2月15日	①出産育児一時金支給額の改正について ②国民健康保険税減免基準の改正について ③令和5年度平川市国民健康保険特別会計予算（案）について ④第2期保健事業計画・第3期特定健康診査等実施計画の進捗について
	令和5年3月23日	①課税限度額及び軽減判定所得基準額の見直しについて
5	令和5年8月28日	①平川市国民健康保険税条例の一部改正について （産前産後の保険税の免除について） ②令和4年度国民健康保険特別会計の決算について ③第3期データヘルス計画の策定について
	令和5年12月19日	①平川市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画（案）について
	令和6年2月20日	①平川市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画（案）について ②平川市国民健康保険税条例の一部改正について （納期の変更について、課税限度額の見直しについて、軽減判定所得基準額の見直しについて） ③令和6年度国民健康保険特別会計の予算（案）について

1. 被保険者

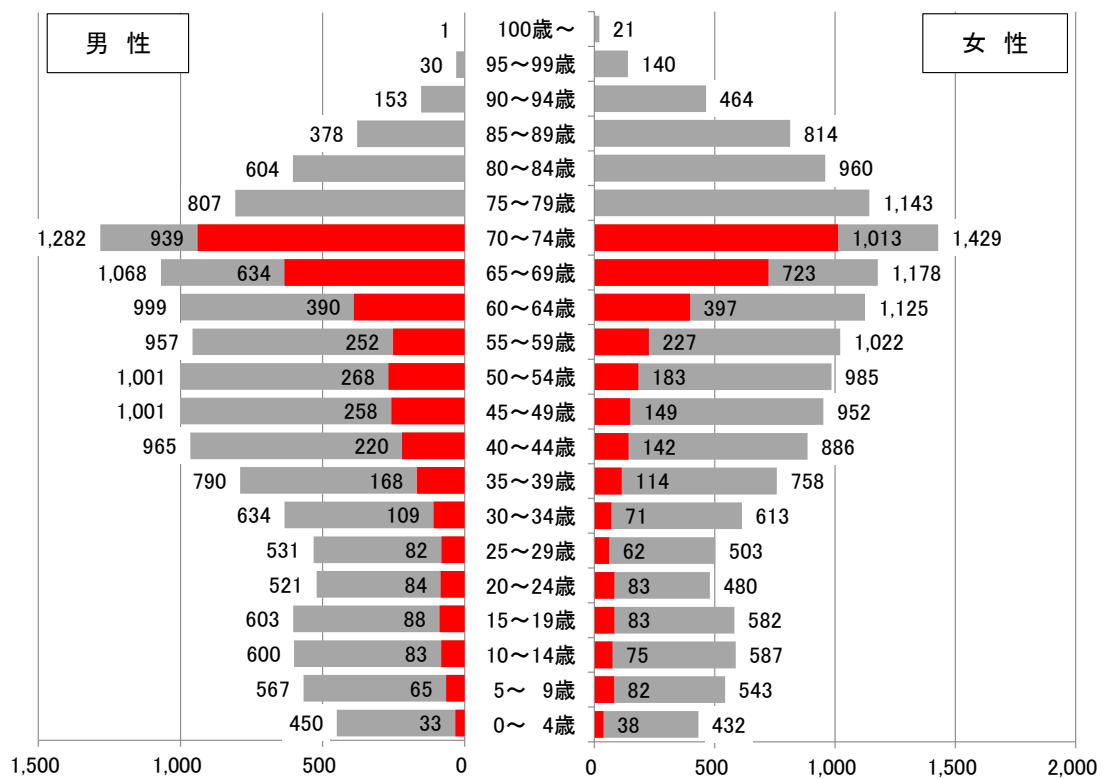
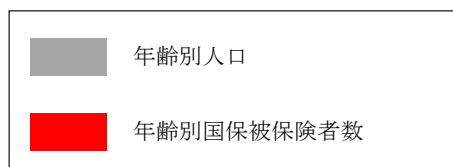
(1) 国民健康保険の加入状況	6
(2) 人口と被保険者数の比較	6
(3) 国保世帯数および国保被保険者数（年度平均）	7
(4) 年度別被保険者の異動事由	7
(5) 外国人に対する適用状況	7

(1) 国民健康保険の加入状況

年度	世 帯 数 (世帯)			被 保 険 者 数 (人)						
	総世帯数	国 保 世帯数	加入率 (%)	総人口	国 保 被保険数	加入率 (%)	一 般		退 職	
							構成比 (%)		構成比 (%)	
元	12,051	4,719	39.2	30,938	8,040	26.0	8,040	100.0	0	0.0
2	12,120	4,675	38.6	30,616	7,860	25.7	7,860	100.0	0	0.0
3	12,221	4,603	37.7	30,336	7,618	25.1	7,618	100.0	0	0.0
4	12,266	4,458	36.3	29,959	7,264	24.2	7,264	100.0	0	0.0
5	12,358	4,417	35.7	29,559	7,115	24.1	7,115	100.0	0	0.0

(3月31日現在)

(2) 人口と被保険者数の比較



(3月31日現在)

「国民健康保険世帯数・被保険者数・介護2号被保険者数 集計表」より

(3) 国保世帯数および国保被保険者数（年度平均）

年度	国保世帯数	国保被保険者数		
		総 数	一 般	退 職
元	4,778世帯	8,223人	8,213人	10人
2	4,724世帯	7,990人	7,990人	0人
3	4,692世帯	7,848人	7,848人	0人
4	4,557世帯	7,490人	7,490人	0人
5	4,473世帯	7,260人	7,260人	0人

「事業年報」より

(4) 年度別被保険者の異動事由

年度	資 格 取 得 (人)						
	転 入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離 脱	そ の 他	計
元	158人	1,080人	17人	21人	0人	69人	1,345人
2	165人	1,041人	18人	16人	1人	76人	1,317人
3	164人	966人	16人	14人	0人	61人	1,221人
4	121人	972人	18人	14人	2人	86人	1,213人
5	148人	1,027人	11人	14人	0人	89人	1,289人

年度	資 格 喪 失 (人)						
	転 出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加 入	そ の 他	計
元	145人	1,048人	31人	54人	268人	100人	1,646人
2	117人	936人	25人	54人	272人	93人	1,497人
3	127人	838人	29人	66人	312人	91人	1,463人
4	118人	878人	23人	41人	404人	101人	1,565人
5	138人	736人	29人	50人	380人	107人	1,440人

「事業年報」より

(5) 外国人に対する適用状況

年度	国名	世帯数		被保険者数	
		国別	計	国別	計
元	中 国	1世帯	10世帯	1人	10人
	ア メ リ カ	2世帯		2人	
	韓 国	1世帯		1人	
	カ ナ ダ	1世帯		1人	
	オーストラリア	1世帯		1人	
	そ の 他	4世帯		4人	

年度	国名	世帯数		被保険者数	
		国別	計	国別	計
2	中 国	1世帯	8世帯	1人	8人
	ア メ リ カ	3世帯		3人	
	韓 国	1世帯		1人	
	カ ナ ダ	1世帯		1人	
	オーストラリア	1世帯		1人	
	そ の 他	1世帯		1人	
3	中 国	2世帯	10世帯	2人	10人
	ア メ リ カ	3世帯		3人	
	韓 国	1世帯		1人	
	カ ナ ダ	1世帯		1人	
	オーストラリア	1世帯		1人	
	そ の 他	2世帯		2人	
4	中 国	2世帯	13世帯	2人	15人
	ア メ リ カ	2世帯		2人	
	韓 国	1世帯		1人	
	カ ナ ダ	1世帯		1人	
	オーストラリア	2世帯		2人	
	そ の 他	5世帯		7人	
5	中 国	3世帯	13世帯	3人	15人
	ア メ リ カ	2世帯		2人	
	台 湾	1世帯		1人	
	カ ナ ダ	1世帯		1人	
	オーストラリア	1世帯		1人	
	そ の 他	5世帯		7人	

(3月31日現在)

2. 国民健康保険税

(1) 賦課内容	9
(2) 保険税及び賦課限度額の推移	10
(3) 保険税の軽減	10
(4) 1人当たり保険税	11
(5) 1世帯当たり保険税	11
(6) 1人当たり保険税と医療費、1世帯当たり保険税と医療費の関係	12
(7) 年度別保険税収納状況	13

(1) 賦課内容

区 分	内 容	
税・料の区分	保 険 税	
賦 課 方 式	3 方式（旧ただし書き）	
賦 課 期 日	4 月 1 日	
納入期限等	普通徴収	第 1 期 7 月 1 日 ～ 同月31日 第 5 期 11月 1 日 ～ 同月30日 第 2 期 8 月 1 日 ～ 同月31日 第 6 期 12月 1 日 ～ 同月28日 第 3 期 9 月 1 日 ～ 同月30日 第 7 期 翌年 1 月 1 日 ～ 同月31日 第 4 期 10月 1 日 ～ 同月31日
	特別徴収	納付月（4・6・8・10・12・2月）に、年金からの徴収。 翌年度の仮徴収額（4・6・8月）は、本年度の2月分と同額となる。
計 算 方 法	A 所得割額	課税総所得金額×医療給付費分税率×加入月数÷12か月 課税総所得金額×後期高齢者支援金分税率×加入月数÷12か月 課税総所得金額×介護納付金分税率×加入月数÷12か月 ※課税総所得金額は、住民税の計算で用いる総所得金額から、基礎控除額43万円を引いた金額である。
	B 均等割額	（医療給付費分均等割額－軽減額）×加入月数÷12か月 （後期高齢者支援金分均等割額－軽減額）×加入月数÷12か月 （介護納付金分均等割額－軽減額）×加入月数÷12か月 ※1人当たりの税額。
	C 平等割額	（医療給付費分平等割額－軽減額）×加入月数÷12か月 （後期高齢者支援金分平等割額－軽減額）×加入月数÷12か月 （介護納付金分平等割額－軽減額）×加入月数÷12か月 ※1世帯当たりの税額。
	被保険者ごとにA＋Bで計を算出し、全員分を合算し、さらにCを加えた合計額が年度（4月～翌年3月）の国保税額となる。	

(2) 保険税及び賦課限度額の推移

年 度 項 目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所得割	医療分	8.20%	8.20%	8.20%	8.20%	8.48%
	支援金分	2.75%	2.75%	2.75%	2.75%	3.15%
	介護分	2.60%	2.60%	2.60%	2.60%	4.07%
資産割	医療分	18.50%	18.50%	18.50%	18.50%	0.00%
	支援金分	7.00%	7.00%	7.00%	7.00%	0.00%
	介護分	5.70%	5.70%	5.70%	5.70%	0.00%
均等割	医療分	23,800円	23,800円	23,800円	23,800円	21,600円
	支援金分	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円	8,000円
	介護分	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	13,700円
平等割	医療分	27,800円	27,800円	27,800円	27,800円	23,700円
	支援金分	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	8,800円
	介護分	8,400円	8,400円	8,400円	8,400円	11,100円
賦 課 限度額	医療分	630,000円	630,000円	630,000円	650,000円	650,000円
	支援金分	190,000円	190,000円	190,000円	200,000円	220,000円
	介護分	160,000円	160,000円	160,000円	170,000円	170,000円

(3) 保険税の軽減

① 軽減対象の判定

次に該当する場合は、それぞれ均等割額、平等割額が減額となる（令和3年度～）。

7割軽減	所得金額が43万円に給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯
5割軽減	所得金額が43万円に給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28.5万円を加算した金額を超えない世帯
2割軽減	所得金額が43万円に給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき5.2万円を加算した金額を超えない世帯

② 軽減額

年 度 項 目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
均等割	7割軽減	医療分	16,660円	16,660円	16,660円	15,120円
		支援金分	4,620円	4,620円	4,620円	5,600円
		介護分	6,300円	6,300円	6,300円	9,590円
	5割軽減	医療分	11,900円	11,900円	11,900円	10,800円
		支援金分	3,300円	3,300円	3,300円	4,000円
		介護分	4,500円	4,500円	4,500円	6,850円
	2割軽減	医療分	4,760円	4,760円	4,760円	4,320円
		支援金分	1,320円	1,320円	1,320円	1,600円
		介護分	1,800円	1,800円	1,800円	2,740円

年 度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
項 目	7 割軽減	医療分	19,460円	19,460円	19,460円	19,460円	16,590円
		支援金分	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	6,160円
		介護分	5,880円	5,880円	5,880円	5,880円	7,770円
	5 割軽減	医療分	13,900円	13,900円	13,900円	13,900円	11,850円
		支援金分	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	4,400円
		介護分	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	5,550円
	2 割軽減	医療分	5,560円	5,560円	5,560円	5,560円	4,740円
		支援金分	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	1,760円
		介護分	1,680円	1,680円	1,680円	1,680円	2,220円

(4) 1人当たり保険税

年 度	1人当たり 保 険 税	算出方法 (A + B) ÷ C		
		保険税調定額 (A) (一般被保険者 現年分)	保険税調定額 (B) (退職者 現年分)	国保被保険者総数 (C) (年度平均)
元	100,624円	826,801,298円	628,702円	8,223人
2	92,313円	737,579,475円	25円	7,990人
3	99,071円	777,509,900円	0円	7,848人
4	93,035円	696,830,600円	0円	7,490人
5	105,862円	768,556,300円	0円	7,260人

「事業年報」より

(参考) 令和元年度 全国平均 96,829円 県平均 95,621円
令和2年度 全国平均 96,625円 県平均 94,075円
令和3年度 全国平均 97,179円 県平均 96,314円
令和4年度 全国平均 99,378円 県平均 92,068円

(5) 1世帯当たり保険税

年 度	1世帯当たり 保 険 税	算出方法 (A + B) ÷ C		
		保険税調定額 (A) (一般被保険者 現年分)	保険税調定額 (B) (退職者 現年分)	国保世帯総数 (C) (年度平均)
元	173,175円	826,801,298円	628,702円	4,778世帯
2	156,135円	737,579,475円	25円	4,724世帯
3	165,710円	777,509,900円	0円	4,692世帯
4	152,914円	696,830,600円	0円	4,557世帯
5	171,821円	768,556,300円	0円	4,473世帯

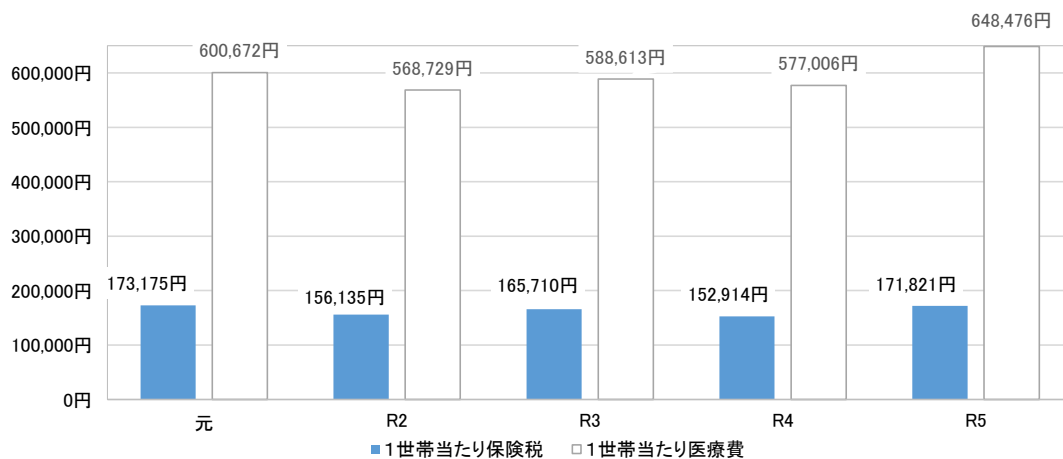
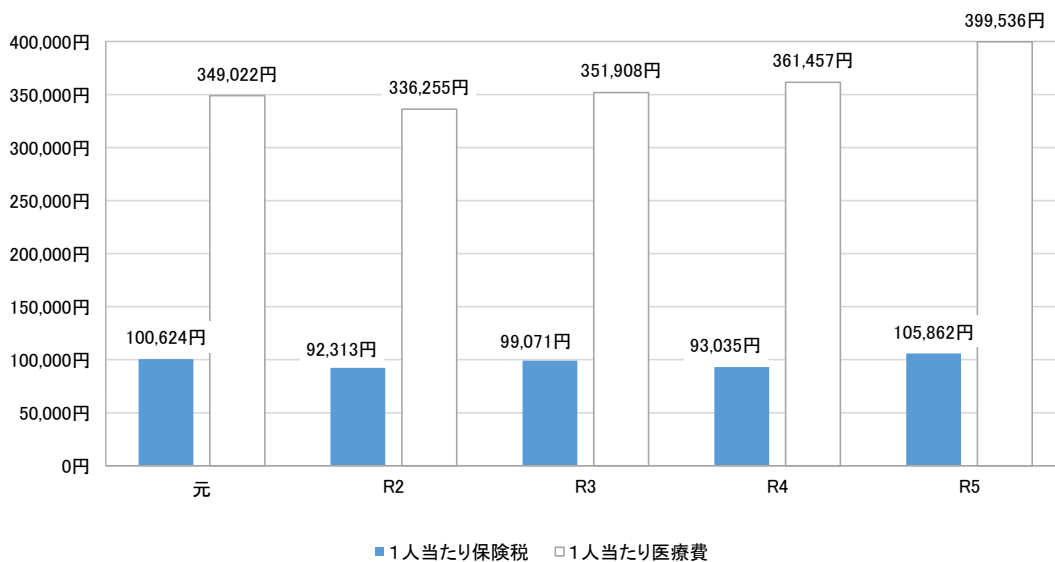
「事業年報」より

(参考) 令和元年度 全国平均 149,623円 県平均 151,869円
令和2年度 全国平均 147,593円 県平均 147,545円
令和3年度 全国平均 146,899円 県平均 149,248円
令和4年度 全国平均 147,905円 県平均 140,445円

(6) 1人当たり保険税と医療費、1世帯当たり保険税と医療費の関係

年 度	1 人 当 たり 保 険 税	1 人 当 たり 医 療 費	1 世 帯 当 たり 保 険 税	1 世 帯 当 たり 医 療 費
元	100,624円	349,022円	173,175円	600,672円
2	92,313円	336,255円	156,135円	568,729円
3	99,071円	351,908円	165,710円	588,613円
4	93,035円	361,457円	152,914円	577,006円
5	105,862円	399,536円	171,821円	648,476円

【1人当たり保険税と1人当たり医療費】



(7) 年度別保険税収納状況

① 年度別国保税収納内訳

年度	区分	調 定 額	収 納 額	不納欠損額	未 納 額	収納率
元	現年分	827,430,000円	782,336,073円	85,600円	45,008,327円	94.55%
	滞繰分	224,354,939円	42,835,868円	17,845,400円	163,673,671円	19.09%
	計	1,051,784,939円	825,171,941円	17,931,000円	208,681,998円	78.45%
2	現年分	737,579,500円	701,084,048円	304,900円	36,190,552円	95.05%
	滞繰分	205,807,698円	44,478,219円	17,378,702円	143,950,777円	21.61%
	計	943,387,198円	745,562,267円	17,683,602円	180,141,329円	79.03%
3	現年分	777,509,900円	742,512,860円	6,300円	34,990,740円	95.50%
	滞繰分	176,941,929円	32,209,575円	20,284,452円	124,447,902円	18.20%
	計	954,451,829円	774,722,435円	20,290,752円	159,438,642円	81.17%
4	現年分	696,830,600円	666,351,278円	49,800円	30,429,522円	95.63%
	滞繰分	157,160,642円	25,786,309円	24,981,980円	106,392,353円	16.41%
	計	853,991,242円	692,137,587円	25,031,780円	136,821,875円	81.05%
5	現年分	768,556,300円	728,306,350円	86,900円	40,163,050円	94.76%
	滞繰分	135,724,275円	23,024,482円	21,404,169円	91,295,624円	16.96%
	計	904,280,575円	751,330,832円	21,491,069円	131,458,674円	83.09%

※収納額は、決算額から還付未済額を控除した額です。

(参考) 現年分収納率

令和元年度	全国平均	92.92%	県平均	92.48%
令和2年度	全国平均	93.69%	県平均	93.21%
令和3年度	全国平均	94.24%	県平均	93.90%
令和4年度	全国平均	94.14%	県平均	94.33%

② 国保税収納区分別の内訳（現年分）

年度	区分	納税組合	口座振替	自主納付	特別徴収	計
元	対 象 世 帯 数	777世帯	874世帯	2,667世帯	1,118世帯	5,436世帯
	保険税調定額（Ａ）	159,715千円	177,688千円	413,794千円	76,233千円	827,430千円
	保険税収納額（Ｂ）	159,715千円	168,241千円	378,147千円	76,233千円	782,336千円
	収納割合（Ｂ）／（Ａ）	100.00％	94.68％	91.39％	100.00％	94.55％
	収 納 額 構 成 比	20.42％	21.50％	48.34％	9.74％	100.00％
2	対 象 世 帯 数	639世帯	881世帯	2,759世帯	1,147世帯	5,426世帯
	保険税調定額（Ａ）	116,027千円	154,530千円	390,167千円	76,855千円	737,579千円
	保険税収納額（Ｂ）	116,027千円	148,980千円	359,221千円	76,855千円	701,083千円
	収納割合（Ｂ）／（Ａ）	100.00％	96.41％	92.07％	100.00％	95.05％
	収 納 額 構 成 比	16.55％	21.25％	51.24％	10.96％	100.00％
3	対 象 世 帯 数	588世帯	919世帯	2,700世帯	1,203世帯	5,410世帯
	保険税調定額（Ａ）	123,263千円	179,291千円	396,390千円	78,564千円	777,508千円
	保険税収納額（Ｂ）	123,263千円	174,921千円	365,782千円	78,565千円	742,531千円
	収納割合（Ｂ）／（Ａ）	100.00％	97.56％	92.28％	100.00％	95.50％
	収 納 額 構 成 比	16.60％	23.56％	49.26％	10.58％	100.00％
4	対 象 世 帯 数	493世帯	939世帯	2,674世帯	1,181世帯	5,287世帯
	保険税調定額（Ａ）	96,681千円	161,468千円	362,659千円	76,023千円	696,831千円
	保険税収納額（Ｂ）	96,681千円	157,542千円	336,105千円	76,023千円	666,351千円
	収納割合（Ｂ）／（Ａ）	100.00％	97.57％	92.68％	100.00％	95.63％
	収 納 額 構 成 比	14.51％	23.64％	50.44％	11.41％	100.00％
5	対 象 世 帯 数	421世帯	940世帯	2,630世帯	1,178世帯	5,169世帯
	保険税調定額（Ａ）	100,896千円	188,486千円	410,090千円	69,084千円	768,556千円
	保険税収納額（Ｂ）	100,896千円	183,605千円	374,721千円	69,084千円	728,306千円
	収納割合（Ｂ）／（Ａ）	100.00％	97.41％	91.38％	100.00％	94.76％
	収 納 額 構 成 比	13.85％	25.21％	51.45％	9.49％	100.00％

③ 納税貯蓄組合の状況（国保税関係分）

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
組 合 数	60	52	47	43	40
組 合 員 数	777世帯	639世帯	588世帯	493世帯	421世帯
賦 課 期 日 ・ 納 期	４月１日 年７回 （７月～１月）				
事 務 費 補 助 金	$\left[\begin{array}{l} \text{納期内納付の場合は} 2/100 \\ \text{年度内納付の場合は} 1/100 \end{array} \right]$ と $\left[\begin{array}{l} \text{事務に要した一定の経費} \end{array} \right]$ のいずれか少ない額				
補 助 金 額 実 績	3,174,670円	2,310,590円	2,456,670円	1,933,410円	1,990,810円
加 入 率	14.3％	11.8％	10.9％	9.3％	8.1％
国 保 税 納 付 状 況					
調 定 額	159,715,500円	116,027,300円	123,263,100円	96,681,100円	100,895,900円
納 入 額	159,715,500円	116,027,300円	123,263,100円	96,681,100円	100,895,900円
納 入 割 合	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％

3. 保険財政

(1) 国民健康保険特別会計の決算	15
(2) 令和5年度決算の状況	19

(1) 国民健康保険特別会計の決算

【歳入】

科目			年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			前年比増減		前年比増減		前年比増減			
			(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)		
保険税	一般被保険者分	医 療 給 付 費 分	558,766	5.2	507,917	△ 9.1	528,754	4.1		
		後期高齢者支援金分	181,482	4.8	164,625	△ 9.3	171,405	4.1		
		介 護 納 付 金 分	82,936	2.5	72,193	△ 13.0	74,571	3.3		
		一般被保険者分計	823,184	4.9	744,735	△ 9.5	774,730	4.0		
	退職被保険者等分	医 療 給 付 費 分	1,207	△ 64.7	513	△ 57.5	14	△ 97.3		
		後期高齢者支援金分	396	△ 64.4	164	△ 58.6	4	△ 97.6		
		介 護 納 付 金 分	396	△ 65.0	150	△ 62.1	7	△ 95.3		
		退職被保険者等分計	1,999	△ 64.7	827	△ 58.6	25	△ 97.0		
	計		825,183	4.4	745,562	△ 9.6	774,756	3.9		
	国 庫 支 出 金		660	100.0	3,997	505.6	1,686	△ 57.8		
県支出金	普 通 交 付 金		2,478,631	4.7	2,335,486	△ 5.8	2,405,142	3.0		
	特別交付金	保 險 者 努 力 支 援 分	15,869	△ 5.5	23,340	47.1	23,269	△ 0.3		
		特 別 調 整 交 付 金 (市 町 村 分)	10,964	△ 8.6	15,587	42.2	12,417	△ 20.3		
		直営診療施設特別調整交付金	5,736	△ 3.9	7,434	29.6	23,550	216.8		
		県繰入金 (2 号 分)	72,913	△ 11.9	79,331	8.8	76,905	△ 3.1		
		特定健康診査等負担金	11,108	10.3	6,990	△ 37.1	13,990	100.1		
繰入金	一般会計繰入金	保 險 基 盤 安 定 (保 險 税 軽 減 分)	144,464	△ 6.7	148,370	2.7	144,930	△ 2.3		
		保 險 基 盤 安 定 (保 險 者 支 援 分)	78,216	△ 2.3	77,365	△ 1.1	77,477	0.1		
		職 員 給 与 費 等	63,576	5.0	66,707	4.9	65,845	△ 1.3		
		出 産 育 児 一 時 金 等	4,469	14.0	4,749	6.3	4,179	△ 12.0		
		財 政 安 定 化 支 援 事 業	34,286	10.8	51,457	50.1	37,851	△ 26.4		
		その他一般会計繰入金	0	△ 100.0	0	0.0	0	0.0		
	基 金 等		0	0.0	0	0.0	0	0.0		
繰 越 金		63	△ 83.7	629	898.4	638	1.4			
そ の 他 の 収 入		4,594	2.8	6,129	33.4	12,304	100.8			
合 計		3,750,732	3.5	3,573,133	△ 4.7	3,674,939	2.8			

【歳入】

科目 \ 年度			令和4年度		令和5年度	
			(千円)	前年比増減 (%)	(千円)	前年比増減 (%)
保険税	一般被保険者分	医 療 給 付 費 分	472,526	△ 10.6	481,055	1.8
		後期高齢者支援金分	153,604	△ 10.4	175,298	14.1
		介 護 納 付 金 分	66,064	△ 11.4	94,998	43.8
		一般被保険者分計	692,194	△ 10.7	751,351	8.5
	退職被保険者等分	医 療 給 付 費 分	0	△ 100.0	0	△ 100.0
		後期高齢者支援金分	0	△ 100.0	0	△ 100.0
		介 護 納 付 金 分	0	△ 100.0	0	△ 100.0
		退職被保険者等分計	0	△ 100.0	0	△ 100.0
	計		692,194	△ 10.7	751,351	8.5
	国 庫 支 出 金		0	△ 100.0	117	100.0
県支出金	普 通 交 付 金		2,357,301	△ 2.0	2,562,435	8.7
	特別交付金	保 險 者 努 力 支 援 分	27,000	16.0	25,849	△ 4.3
		特 別 調 整 交 付 金 (市 町 村 分)	2,759	△ 77.8	1,616	△ 41.4
		直営診療施設特別調整交付金	13,861	△ 41.1	10,989	△ 20.7
		県繰入金 (2 号 分)	65,401	△ 15.0	76,238	16.6
		特定健康診査等負担金	10,254	△ 26.7	11,128	8.5
繰入金	一般会計繰入金	保 險 基 盤 安 定 (保 險 税 軽 減 分)	152,622	5.3	134,195	△ 12.1
		保 險 基 盤 安 定 (保 險 者 支 援 分)	76,252	△ 1.6	73,817	△ 3.2
		未就学児均等割保険税	1,395	－	1,192	△ 14.6
		職 員 給 与 費 等	67,393	2.4	55,383	△ 17.8
		出 産 育 児 一 時 金 等	3,640	△ 12.9	4,115	13.0
		財 政 安 定 化 支 援 事 業	58,910	55.6	55,288	△ 6.1
		その他一般会計繰入金	0	0.0	0	0.0
	基 金 等		0	0.0	0	0.0
繰 越 金		241	△ 62.2	396	64.3	
そ の 他 の 収 入		4,042	△ 67.1	5,167	27.8	
合 計		3,533,265	△ 3.9	3,769,276	6.7	

【歳出】

科目 \ 年度			令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			(千円)	前年比増減	(千円)	前年比増減	(千円)	前年比増減
				(%)		(%)		(%)
総 務 費			70,557	4.3	73,748	4.5	73,809	0.1
保険給付費	一般被 保険者 分	療 養 給 付 費	2,136,119	4.0	2,005,822	△ 6.1	2,072,447	3.3
		療 養 費	11,488	△ 1.7	12,172	6.0	12,541	3.0
		小 計	2,147,607	4.0	2,017,994	△ 6.0	2,084,988	3.3
		高 額 療 養 費	318,822	14.3	309,174	△ 3.0	310,379	0.4
		出 産 育 児 諸 費	6,704	14.0	7,124	6.3	6,268	△ 12.0
		葬 祭 諸 費	2,750	25.0	2,750	0.0	2,950	7.3
		一般被保険者分計	2,475,883	5.2	2,337,042	△ 5.6	2,404,586	2.9
	退職被 保険者 等分	療養給付費・療養費	1,656	△ 86.3	120	△ 92.8	0	△ 100.0
		高 額 療 養 費	38	△ 98.4	0	△ 100.0	0	0.0
		退職被保険者等分計	1,694	△ 88.2	120	△ 92.9	0	△ 100.0
	審 査 支 払 手 数 料		11,319	39.2	10,760	△ 4.9	10,870	1.0
	計		2,488,896	4.8	2,347,922	△ 5.7	2,415,456	2.9
	国民健康 保険事業 費納付金	医療給 付費分	一 般 被 保 険 者 分	763,828	12.0	721,241	△ 5.6	639,067
退職被保険者等分			365	△ 85.4	0	△ 100.0	0	0.0
計			764,193	11.6	721,241	△ 5.6	639,067	△ 11.4
後期高 齢者支 援金分		一 般 被 保 険 者 分	237,958	△ 1.7	229,394	△ 3.6	223,353	△ 2.6
		退職被保険者等分	115	△ 87.6	0	△ 100.0	0	0.0
		計	238,073	△ 2.0	229,394	△ 3.6	223,353	△ 2.6
介 護 納 付 金 分		112,864	0.4	100,396	△ 11.0	132,484	32.0	
計		1,115,130	7.2	1,051,031	△ 5.7	994,904	△ 5.3	
保健事 業費	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費		24,159	5.1	21,783	△ 9.8	22,681	4.1
	そ の 他 保 健 事 業 費		14,683	△ 9.0	11,575	△ 21.2	14,222	22.9
	計		38,842	△ 0.7	33,358	△ 14.1	36,903	10.6
直 診 勘 定 繰 出 金			5,736	△ 3.9	7,474	30.3	23,550	215.1
基 金 等 積 立 金			42	61.5	46	9.5	12	△ 73.9
公 債 費			0	△ 100	0	0.0	0	0.0
そ の 他 の 支 出			2,901	△ 94.7	12,916	345.2	10,065	△ 22.1
合 計			3,722,104	3.9	3,526,495	△ 5.3	3,554,699	0.8

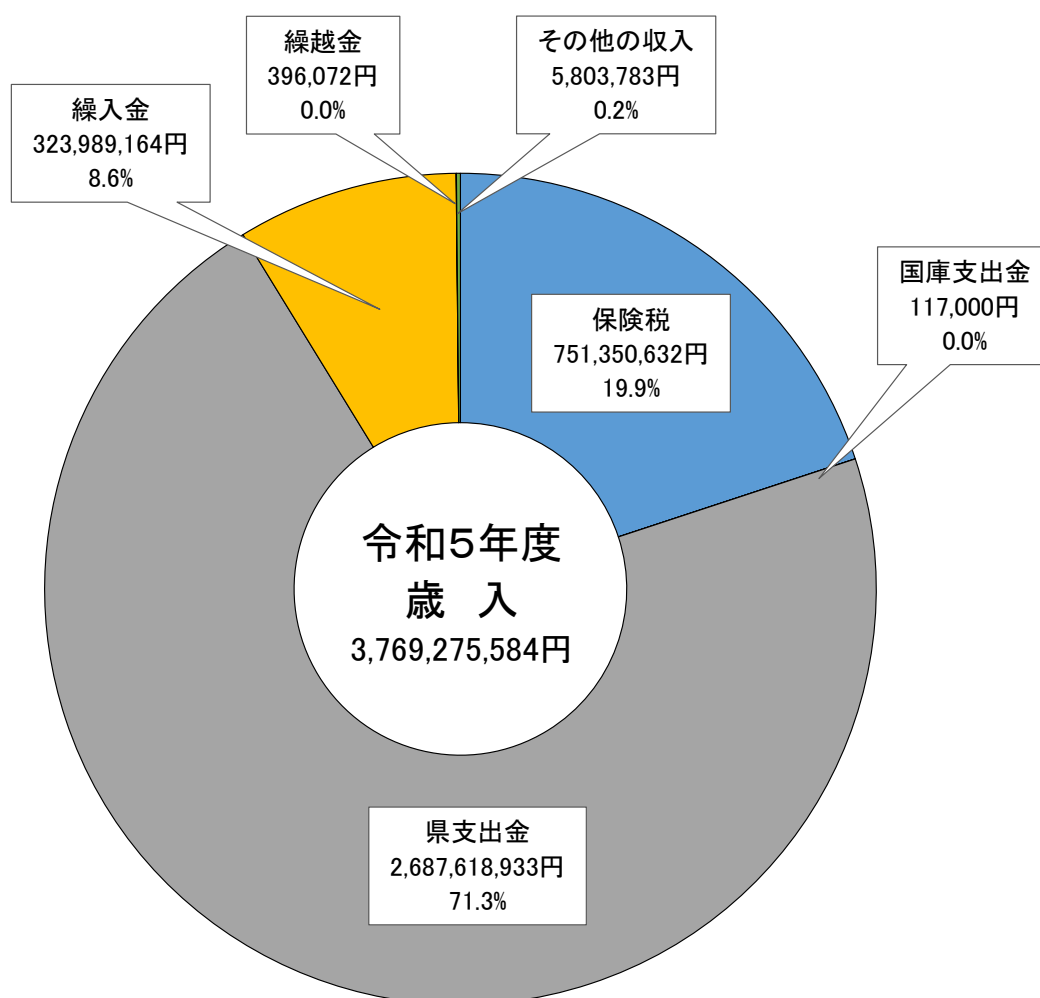
【歳出】

科目 \ 年度			令和4年度		令和5年度	
			(千円)	前年比増減 (%)	(千円)	前年比増減 (%)
総 務 費			73,954	0.2	60,232	△ 18.6
保 険 給 付 費	一般被 保険者 分	療 養 給 付 費	2,025,498	△ 2.3	2,172,151	7.2
		療 養 費	12,854	2.5	10,673	△ 17.0
		小 計	2,038,352	△ 2.2	2,182,824	7.1
		高 額 療 養 費	311,534	0.4	368,310	18.2
		出 産 育 児 諸 費	5,460	△ 12.9	6,241	14.3
		葬 祭 諸 費	2,050	△ 30.5	2,650	29.3
		傷 病 手 当 金	255	－	0	0.0
		一 般 被 保 険 者 分 計	2,357,651	△ 2.0	2,560,025	8.6
	退職被 保険者 等分	療養給付費・療養費	0	0.0	0	0.0
		高 額 療 養 費	0	0.0	0	0.0
		退職被保険者等分計	0	0.0	0	0.0
	審 査 支 払 手 数 料		12,565	15.6	12,674	0.9
	計		2,370,216	△ 1.9	2,572,699	8.5
国民健康保 険事業費納 付金	医療給 付費分	一 般 被 保 険 者 分	599,395	△ 6.2	585,998	△ 2.2
		退 職 被 保 険 者 等 分	0	0.0	0	0.0
		計	599,395	△ 6.2	585,998	△ 2.2
	後期高 齢者支 援金分	一 般 被 保 険 者 分	221,317	△ 0.9	229,615	3.7
		退 職 被 保 険 者 等 分	0	0.0	0	0.0
		計	221,317	△ 0.9	229,615	3.7
	介 護 納 付 金 分		126,065	△ 4.8	85,178	△ 32.4
	計		946,777	△ 4.8	900,791	△ 4.9
保 健 事 業 費	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費		22,643	△ 0.2	25,077	10.7
	そ の 他 保 健 事 業 費		16,925	19.0	18,231	7.7
	計		39,568	7.2	43,308	9.5
直 診 勘 定 繰 出 金		15,378	△ 34.7	12,506	△ 18.7	
基 金 等 積 立 金		12	0.0	14	16.7	
公 債 費		0	0.0	0	0.0	
そ の 他 の 支 出		3,964	△ 60.6	6,178	55.9	
合 計		3,449,869	△ 2.9	3,595,728	4.2	

(2) 令和5年度決算の状況

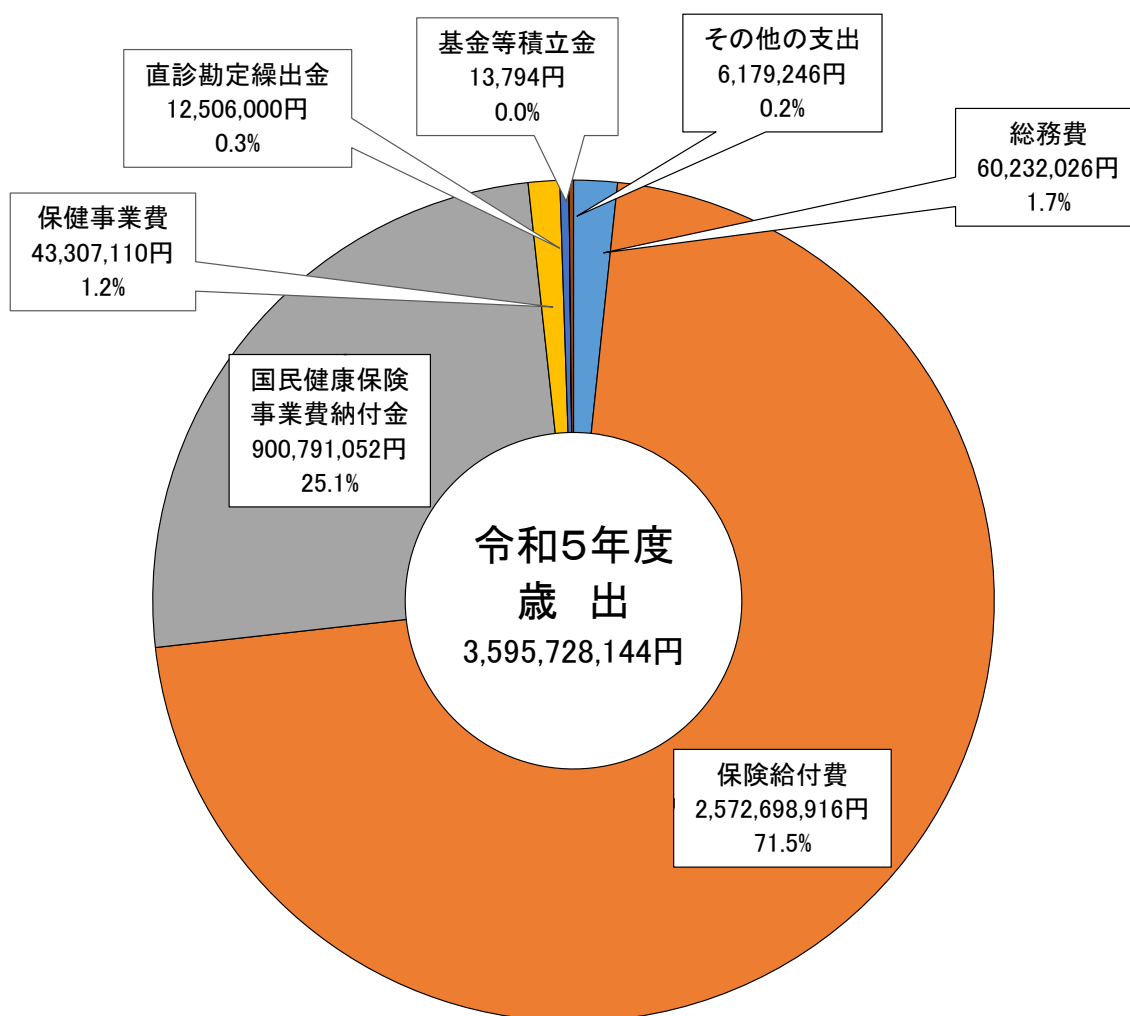
【歳入】

区 分	令和5年度	比率	令和4年度	比率
保 険 税	751,350,632円	19.9%	692,194,487円	19.6%
国 庫 支 出 金	117,000円	0.0%	0円	0.0%
県 支 出 金	2,687,618,933円	71.3%	2,476,575,718円	70.1%
繰 入 金	323,989,164円	8.6%	360,211,464円	10.2%
繰 越 金	396,072円	0.0%	240,929円	0.0%
そ の 他 の 収 入	5,803,783円	0.2%	4,042,299円	0.1%
歳 入 合 計	3,769,275,584円	100.0%	3,533,264,897円	100.0%



【歳出】

区 分	令和 5 年度	比率	令和 4 年度	比率
総 務 費	60,232,026円	1.7%	73,953,945円	2.1%
保 険 給 付 費	2,572,698,916円	71.5%	2,370,215,620円	68.7%
国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	900,791,052円	25.1%	946,777,255円	27.4%
保 健 事 業 費	43,307,110円	1.2%	39,568,303円	1.1%
直 診 勘 定 繰 出 金	12,506,000円	0.3%	15,378,000円	0.6%
基 金 等 積 立 金	13,794円	0.0%	11,408円	0.0%
そ の 他 の 支 出	6,179,246円	0.2%	3,964,294円	0.1%
歳 出 合 計	3,595,728,144円	100.0%	3,449,868,825円	100.0%



4. 保険給付

(1) 療養諸費の状況	21
(2) 受診率	24
(3) 1人当たり医療費（入院＋入院外＋歯科＋調剤）	25
(4) 1件当たり医療費（入院＋入院外＋歯科）	26
(5) 1件当たり日数	27
(6) 高額療養費	30
(7) 出産育児一時金	31
(8) 葬祭費	31

(1) 療養諸費の状況

① 一般＋退職

(単位：件・日(枚、回)・円)

区 分 \ 年 度				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療 養 費 の 給 付 等	診 療 費	入 院	件 数	1,864	1,827	1,825	1,694	1,782
			日 数	31,237	31,391	30,785	28,190	28,603
			費用額	1,129,883,400	1,086,841,978	1,157,380,760	1,107,239,220	1,274,786,390
		入 院 外	件 数	71,348	65,517	66,763	65,657	64,450
			日 数	103,004	92,755	94,341	92,326	90,553
			費用額	953,762,765	884,643,103	897,849,820	900,036,750	899,807,170
		歯 科	件 数	9,954	8,886	8,998	8,790	9,149
			日 数	21,659	19,348	18,755	17,390	17,692
			費用額	152,114,570	141,905,770	145,974,360	14,030,830	140,182,590
		小 計	件 数	83,166	76,230	77,586	76,141	75,381
			日 数	155,900	143,494	143,881	137,906	136,848
			費用額	2,235,760,735	2,113,390,851	2,201,204,940	2,147,606,800	2,314,776,150
	調 剤		件 数	52,019	48,669	49,299	48,795	49,414
			枚 数	(62,045)	(57,066)	(57,508)	(56,350)	(57,262)
			費用額	634,250,190	573,286,592	560,568,540	559,705,360	585,858,700
		食事療養費	件 数	(1,755)	(1,962)	(1,687)	(1,609)	(1,624)
			回 数	(80,635)	(80,325)	(78,425)	(74,160)	(70,725)
			費用額	53,715,845	53,330,215	52,288,287	49,721,238	47,016,538
		訪問看護費	件 数	58	54	97	115	132
			日 数	248	304	667	807	742
			費用額	3,035,940	3,687,990	9,573,130	9,240,040	8,939,940
	計	件 数	135,243	124,953	126,982	125,051	124,927	
		費用額	2,926,762,710	2,743,695,648	2,823,634,897	2,766,273,438	2,956,591,328	
療 養 費 等	食事療養費		件 数	0	0	0	0	0
			費用額	0	0	0	0	0
	療 養 費	診 療 費	件 数	33	64	63	87	79
			費用額	337,980	474,260	375,440	2,788,950	725,680
	そ の 他	件 数	1,678	1,700	1,629	1,572	1,448	
		費用額	15,480,962	16,124,653	16,823,129	14,832,693	13,759,570	
	移 送 費		件 数	0	0	0	0	0
			費用額	0	0	0	0	0
	計		件 数	1,711	1,764	1,692	1,659	1,527
			費用額	15,818,942	16,598,913	17,198,569	17,621,643	14,485,250
	療養諸費合計			件 数	136,954	126,717	128,674	126,710
費用額				2,942,581,652	2,760,294,561	2,840,833,466	2,783,895,081	2,971,076,578

「事業年報」より

② 一 般

(単位：件・日(枚、回)・円)

区 分 \ 年 度				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療 養 の 給 付 等	療 養 費	入 院	件 数	1, 862	1, 827	1, 825	1, 694	1, 782
			日 数	31, 233	31, 391	30, 785	28, 190	28, 603
			費用額	1, 129, 604, 860	1, 086, 841, 978	1, 157, 380, 760	1, 107, 239, 220	1, 274, 786, 390
		入 院 外	件 数	71, 264	65, 517	66, 763	65, 657	64, 450
			日 数	102, 899	92, 755	94, 341	92, 326	90, 553
			費用額	952, 873, 275	884, 643, 103	897, 849, 820	900, 036, 750	899, 807, 170
		歯 科	件 数	9, 923	8, 886	8, 998	8, 790	9, 149
			日 数	21, 591	19, 348	18, 755	17, 390	17, 692
			費用額	151, 428, 490	141, 905, 770	145, 974, 360	140, 330, 830	140, 182, 590
		小 計	件 数	83, 049	76, 230	77, 586	76, 141	75, 381
			日 数	155, 723	143, 494	143, 881	137, 906	136, 848
			費用額	2, 233, 906, 625	2, 113, 390, 851	2, 201, 204, 940	2, 147, 606, 800	2, 314, 776, 150
	調 剤	調 剤	件 数	51, 957	48, 669	49, 299	48, 795	49, 414
			枚 数	(61, 970)	(57, 066)	(57, 508)	(56, 350)	(57, 262)
			費用額	633, 575, 810	573, 286, 592	560, 568, 540	559, 705, 360	585, 858, 700
		食事療養費	件 数	(1, 753)	(1, 692)	(1, 687)	(1, 609)	(1, 624)
			回 数	(80, 631)	(80, 325)	(78, 425)	(74, 160)	(70, 725)
			費用額	53, 713, 135	53, 330, 215	52, 288, 287	49, 721, 238	47, 016, 538
		訪問看護費	件 数	58	54	97	115	132
			日 数	248	304	667	807	742
			費用額	3, 035, 940	3, 687, 990	9, 573, 130	9, 240, 040	8, 939, 940
	計	件 数	135, 064	124, 953	126, 982	125, 051	124, 927	
		費用額	2, 924, 231, 510	2, 743, 695, 648	2, 823, 634, 897	2, 766, 273, 438	2, 956, 591, 328	
療 養 費 等	食事療養費		件 数	0	0	0	0	0
			費用額	0	0	0	0	0
	療 養 費	診 療 費	件 数	33	64	63	87	79
			費用額	337, 980	474, 260	375, 440	2, 788, 950	725, 680
	そ の 他		件 数	1, 678	1, 700	1, 629	1, 572	1, 448
			費用額	15, 480, 962	16, 124, 653	16, 823, 129	14, 832, 693	13, 759, 570
	移 送 費		件 数	0	0	0	0	0
			費用額	0	0	0	0	0
	計		件 数	1, 711	1, 764	1, 692	1, 659	1, 527
			費用額	15, 818, 942	16, 598, 913	17, 198, 569	17, 621, 643	14, 485, 250
療養諸費合計			件 数	136, 775	126, 717	128, 674	126, 710	126, 454
			費用額	2, 940, 050, 452	2, 760, 294, 561	2, 840, 833, 466	2, 783, 895, 081	2, 971, 076, 578

「事業年報」より

③ 退 職

(単位：件・日（枚、回）・円)

区 分 \ 年 度				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療 養 の 給 付 等	療 養 費	入 院	件 数	2	0	0	0	0
			日 数	4	0	0	0	0
			費用額	278,540	0	0	0	0
		入 院 外	件 数	84	0	0	0	0
			日 数	105	0	0	0	0
			費用額	889,490	0	0	0	0
		歯 科	件 数	31	0	0	0	0
			日 数	68	0	0	0	0
			費用額	686,080	0	0	0	0
		小 計	件 数	117	0	0	0	0
			日 数	177	0	0	0	0
			費用額	1,854,110	0	0	0	0
	調 剤	件 数	62	0	0	0	0	
		枚 数	(75)	(0)	(0)	(0)	(0)	
		費用額	674,380	0	0	0	0	
		食事療養費	件 数	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)
			回 数	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)
			費用額	2,710	0	0	0	0
		訪問看護費	件 数	0	0	0	0	0
			日 数	0	0	0	0	0
			費用額	0	0	0	0	0
	計	件 数	179	0	0	0	0	
		費用額	2,531,200	0	0	0	0	
療 養 費 等	食事療養費	件 数	0	0	0	0	0	
		費用額	0	0	0	0	0	
	療 養 費	件 数	0	0	0	0	0	
		費用額	0	0	0	0	0	
	そ の 他	件 数	0	0	0	0	0	
		費用額	0	0	0	0	0	
	移 送 費	件 数	0	0	0	0	0	
		費用額	0	0	0	0	0	
	計	件 数	0	0	0	0	0	
		費用額	0	0	0	0	0	
療養諸費合計			件 数	179	0	0	0	0
			費用額	2,531,200	0	0	0	0

「事業年報」より

(2) 受診率

① 一般＋退職

年 度	受診率	前年比	算出方法 (A ÷ B × 100)	
			診療件数 (A)	国保被保険者数 年度平均 (B)
令和元年度	1,011.38%	1.48%	83,166件	8,223人
令和2年度	954.07%	△ 5.67%	76,230件	7,990人
令和3年度	988.61%	3.62%	77,586件	7,848人
令和4年度	1,016.57%	2.83%	76,141件	7,490人
令和5年度	1,038.31%	2.14%	75,381件	7,260人

「事業年報」より

② 一 般

年 度	受診率	前年比	算出方法 (A ÷ B × 100)	
			診療件数 (A)	国保被保険者数 年度平均 (B)
令和元年度	1,011.19%	1.54%	83,049件	8,213人
令和2年度	954.07%	△ 5.65%	76,230件	7,990人
令和3年度	988.61%	3.62%	77,586件	7,848人
令和4年度	1,016.57%	2.83%	76,141件	7,490人
令和5年度	1,038.31%	2.14%	75,381件	7,260人

「事業年報」より

(参考) 令和元年度 全国平均 1,094.37% 県平均 1,069.87%
 令和2年度 全国平均 917.00% 県平均 1,011.43%
 令和3年度 全国平均 1,047.47% 県平均 1,046.17%
 令和4年度 全国平均 1,100.33% 県平均 1,059.09%

③ 退 職

年 度	受診率	前年比	算出方法 (A ÷ B × 100)	
			診療件数 (A)	国保被保険者数 年度平均 (B)
令和元年度	1,170.00%	7.25%	117件	10人
令和2年度	0.00%	△ 100.00%	0件	0人
令和3年度	0.00%	0.00%	0件	0人
令和4年度	0.00%	0.00%	0件	0人
令和5年度	0.00%	0.00%	0件	0人

「事業年報」より

(3) 1人当たり医療費（入院＋入院外＋歯科＋調剤）

① 一般＋退職

年 度	1人当たり医療費	前年比	算出方法（A÷B）	
			診療費 （A）	国保被保険者数 年度平均（B）
令和元年度	349,022円	6.92%	2,870,010,925円	8,223人
令和2年度	336,255円	△ 3.66%	2,686,677,443円	7,990人
令和3年度	351,908円	4.66%	2,761,773,480円	7,848人
令和4年度	361,457円	2.71%	2,707,312,160円	7,490人
令和5年度	399,536円	10.53%	2,900,634,850円	7,260人

「事業年報」より

② 一 般

年 度	1人当たり医療費	前年比	算出方法（A÷B）	
			診療費 （A）	国保被保険者数 年度平均（B）
令和元年度	349,139円	6.79%	2,867,482,435円	8,213人
令和2年度	336,255円	△ 3.69%	2,686,677,443円	7,990人
令和3年度	351,908円	4.66%	2,761,773,480円	7,848人
令和4年度	361,457円	2.71%	2,707,312,160円	7,490人
令和5年度	399,536円	10.53%	2,900,634,850円	7,260人

「事業年報」より

（参考）令和元年度 全国平均 364,967円 県平均 358,344円
令和2年度 全国平均 323,801円 県平均 353,763円
令和3年度 全国平均 379,896円 県平均 287,171円
令和4年度 全国平均 388,383円 県平均 292,231円

③ 退 職

年 度	1人当たり医療費	前年比	算出方法（A÷B）	
			診療費 （A）	国保被保険者数 年度平均（B）
令和元年度	252,849円	△ 2.29%	2,528,490円	10人
令和2年度	0円	△ 100.00%	0円	0人
令和3年度	0円	0.00%	0円	0人
令和4年度	0円	0.00%	0円	0人
令和5年度	0円	0.00%	0円	0人

「事業年報」より

(4) 1件当たり医療費（入院＋入院外＋歯科）

① 一般＋退職

年 度	1件当たり医療費	前年比	算出方法（A÷B）	
			診療費 （A）	診療件数 （B）
令和元年度	26,883円	6.68%	2,235,760,735円	83,166件
令和2年度	27,724円	3.13%	2,113,390,851円	76,230件
令和3年度	28,371円	2.33%	2,201,204,940円	77,586件
令和4年度	28,206円	△ 0.58%	2,147,606,800円	76,141件
令和5年度	30,708円	8.87%	2,314,776,150円	75,381件

「事業年報」より

② 一 般

年 度	1件当たり医療費	前年比	算出方法（A÷B）	
			診療費 （A）	診療件数 （B）
令和元年度	26,899円	6.40%	2,233,906,625円	83,049件
令和2年度	27,724円	3.07%	2,113,390,851円	76,230件
令和3年度	28,371円	2.33%	2,201,204,940円	77,586件
令和4年度	28,206円	△ 0.58%	2,147,606,800円	76,141件
令和5年度	30,708円	8.87%	2,314,776,150円	75,381件

「事業年報」より

（参考）令和元年度 全国平均 27,259円 県平均 26,226円
令和2年度 全国平均 28,775円 県平均 27,328円
令和3年度 全国平均 28,905円 県平均 27,450円
令和4年度 全国平均 28,927円 県平均 27,593円

③ 退 職

年 度	1件当たり医療費	前年比	算出方法（A÷B）	
			診療費 （A）	診療件数 （B）
令和元年度	15,847円	0.88%	1,854,110円	117件
令和2年度	0円	△ 100.00%	0円	0件
令和3年度	0円	0.00%	0円	0件
令和4年度	0円	0.00%	0円	0件
令和5年度	0円	0.00%	0円	0件

「事業年報」より

(5) 1件当たり日数

① 一般＋退職

区分	年 度	1 件当たり日数	前年比	算出方法 (A ÷ B)	
				診療日数 (A)	診療件数 (B)
入院	令和元年度	16.76日	△ 1.40%	31,237日	1,864件
	令和2年度	17.18日	2.51%	31,391日	1,827件
	令和3年度	16.87日	△ 1.80%	30,785日	1,825件
	令和4年度	16.64日	△ 1.36%	28,190日	1,694件
	令和5年度	16.05日	△ 3.55%	28,603日	1,782件
入院外	令和元年度	1.44日	△ 2.70%	103,004日	71,348件
	令和2年度	1.42日	△ 1.39%	92,755日	65,517件
	令和3年度	1.41日	△ 0.70%	94,341日	66,763件
	令和4年度	1.41日	0.00%	92,326日	65,657件
	令和5年度	1.41日	0.00%	90,553日	64,450件
歯科	令和元年度	2.18日	△ 0.46%	21,659日	9,954件
	令和2年度	2.18日	0.00%	19,348日	8,886件
	令和3年度	2.08日	△ 4.59%	18,755日	8,998件
	令和4年度	1.98日	△ 4.81%	17,390日	8,790件
	令和5年度	1.93日	△ 2.53%	17,692日	9,149件
合計	令和元年度	1.87日	△ 1.04%	155,900日	83,166件
	令和2年度	1.88日	0.53%	143,494日	76,230件
	令和3年度	1.85日	△ 1.60%	143,881日	77,586件
	令和4年度	1.81日	△ 2.16%	137,906日	76,141件
	令和5年度	1.82日	0.55%	136,848日	75,381件

「事業年報」より

② 一 般

区分	年 度	1 件当たり日数	前年比	算出方法 (A ÷ B)	
				診療日数 (A)	診療件数 (B)
入院	令和元年度	16.77日	△ 1.40%	31,233日	1,862件
	令和2年度	17.18日	2.44%	31,391日	1,827件
	令和3年度	16.87日	△ 1.80%	30,785日	1,825件
	令和4年度	16.64日	△ 1.36%	28,190日	1,694件
	令和5年度	16.05日	△ 3.55%	28,603日	1,782件
入院外	令和元年度	1.44日	△ 2.70%	102,899日	71,264件
	令和2年度	1.42日	△ 1.39%	92,755日	65,517件
	令和3年度	1.41日	△ 0.70%	94,341日	66,763件
	令和4年度	1.41日	0.00%	92,326日	65,657件
	令和5年度	1.41日	0.00%	90,553日	64,450件
歯科	令和元年度	2.18日	△ 0.46%	21,591日	9,923件
	令和2年度	2.18日	0.00%	19,348日	8,886件
	令和3年度	2.08日	△ 4.59%	18,755日	8,998件
	令和4年度	1.98日	△ 4.81%	17,390日	8,790件
	令和5年度	1.93日	△ 2.53%	17,692日	9,149件
合計	令和元年度	1.88日	△ 1.05%	155,723日	83,049件
	令和2年度	1.88日	0.00%	143,494日	76,230件
	令和3年度	1.85日	△ 1.60%	143,881日	77,586件
	令和4年度	1.81日	△ 2.16%	137,906日	76,141件
	令和5年度	1.82日	0.55%	136,848日	75,381件

「事業年報」より

(参考)

令和元年度 全国平均 入院 15.98日、入院外 1.53日、歯科 1.79日、合計 1.90日
 県平均 入院 15.71日、入院外 1.48日、歯科 2.00日、合計 1.86日
 令和2年度 全国平均 入院 16.08日、入院外 1.51日、歯科 1.79日、合計 1.90日
 県平均 入院 15.84日、入院外 1.45日、歯科 1.96日、合計 1.84日
 令和3年度 全国平均 入院 15.98日、入院外 1.51日、歯科 1.73日、合計 1.87日
 県平均 入院 15.59日、入院外 1.44日、歯科 1.90日、合計 1.82日
 令和4年度 全国平均 入院 15.95日、入院外 1.49日、歯科 1.68日、合計 1.83日
 県平均 入院 15.57日、入院外 1.42日、歯科 1.84日、合計 1.78日

③ 退 職

区分	年 度	1 件当たり日数	前年比	算出方法 (A ÷ B)	
				診療日数 (A)	診療件数 (B)
入院	令和元年度	2.00日	△ 87.42%	4日	2件
	令和2年度	0.00日	△ 100.00%	0日	0件
	令和3年度	0.00日	0.00%	0日	0件
	令和4年度	0.00日	0.00%	0日	0件
	令和5年度	0.00日	0.00%	0日	0件
入院外	令和元年度	1.25日	△ 5.30%	105日	84件
	令和2年度	0.00日	△ 100.00%	0日	0件
	令和3年度	0.00日	0.00%	0日	0件
	令和4年度	0.00日	0.00%	0日	0件
	令和5年度	0.00日	0.00%	0日	0件
歯科	令和元年度	2.19日	△ 4.30%	68日	31件
	令和2年度	0.00日	△ 100.00%	0日	0件
	令和3年度	0.00日	0.00%	0日	0件
	令和4年度	0.00日	0.00%	0日	0件
	令和5年度	0.00日	0.00%	0日	0件
合計	令和元年度	1.51日	△ 9.04%	177日	117件
	令和2年度	0.00日	△ 100.00%	0日	0件
	令和3年度	0.00日	0.00%	0日	0件
	令和4年度	0.00日	0.00%	0日	0件
	令和5年度	0.00日	0.00%	0日	0件

「事業年報」より

(6) 高額療養費

① 一般＋退職

年 度	件数	給付額	前年比	1 件当たり 高額療養費	前年比
令和元年度	4,569件	318,707,140円	13.40%	69,754円	0.34%
令和2年度	4,708件	308,998,162円	△ 3.05%	65,633円	△ 5.91%
令和3年度	4,657件	310,379,157円	0.45%	66,648円	1.55%
令和4年度	4,807件	311,534,363円	0.37%	64,808円	△ 2.76%
令和5年度	5,529件	368,310,228円	18.22%	66,614円	2.79%

「事業年報」より

② 一 般

年 度	件数	給付額	前年比	1 件当たり 高額療養費	前年比
令和元年度	4,568件	318,668,794円	14.33%	69,761円	0.64%
令和2年度	4,708件	308,998,162円	△ 3.03%	65,633円	△ 5.92%
令和3年度	4,657件	310,379,157円	0.45%	66,648円	1.55%
令和4年度	4,807件	311,534,363円	0.37%	64,808円	△ 2.76%
令和5年度	5,529件	368,310,228円	18.22%	66,614円	2.79%

「事業年報」より

③ 退 職

年 度	件数	給付額	前年比	1 件当たり 高額療養費	前年比
令和元年度	1件	38,346円	△ 98.36%	38,346円	△ 63.94%
令和2年度	0件	0円	△ 100.00%	0円	△ 100.00%
令和3年度	0件	0円	0.00%	0円	0.00%
令和4年度	0件	0円	0.00%	0円	0.00%
令和5年度	0件	0円	0.00%	0円	0.00%

「事業年報」より

(7) 出産育児一時金

年 度	単価 (産科医療保障制度対象外)	件数	支給額	前年比
令和元年度	420,000円 (404,000円)	16件	6,704,000円	14.01%
令和2年度	420,000円 (404,000円)	17件	7,124,000円	6.26%
令和3年度	420,000円 (404,000円)	15件	6,268,000円	△ 12.02%
令和4年度	420,000円 (404,000円)	13件	5,460,000円	△ 12.89%
令和5年度	500,000円 (488,000円)	13件	6,240,434円	14.29%

「事業年報」より

(8) 葬祭費

年 度	単価	件数	支給額	前年比
令和元年度	50,000円	55件	2,750,000円	25.00%
令和2年度	50,000円	55件	2,750,000円	0.00%
令和3年度	50,000円	59件	2,950,000円	7.27%
令和4年度	50,000円	41件	2,050,000円	△ 30.51%
令和5年度	50,000円	53件	2,650,000円	29.27%

「事業年報」より

5. 特定健康診査・特定保健指導・脳ドックの状況

(1) 特定健康診査(特定健診)	32
(2) 特定健診等実施計画	33
(3) 令和5年度 特定健診の進捗状況	34
(4) 内臓脂肪症候群判定結果	35
(5) 特定保健指導	36
(6) 脳ドック助成事業	37

(1) 特定健康診査(特定健診)

特定健診は、国保などの医療保険者が、40～74歳の加入者(被保険者・被扶養者)を対象として、毎年度、計画的に実施する、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査です。

①対象者

加入者のうち、特定健診の実施年度中に40～74歳となる方が対象です。

※ 当市は、生活習慣病予防のため、30～39歳までの加入者についても実施しています(集団健診のみ)。

②特定健診の内容

- ・基本的な項目 …… 対象者全員が実施する項目
- ・詳細な項目 …… 判定基準に基づいて、医師の判断により実施する項目

項 目		内 容		
基 本 的 な 項 目	既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	理学的検査(身体診察)		
	身長、体重及び腹囲の検査	身体計測 ※腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可。		
	BMIの測定	BMI＝体重(kg)÷身長(m)の2乗		
	血圧の測定			
	肝機能検査	GOT、GPT、γ－GTP		
	血中脂質検査	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール		
	血糖検査	空腹時血糖、ヘモグロビンA1c（HbA1c）		
詳 細 な 項 目	尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無		
	貧血検査	(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定) 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者		
	心電図検査	当該年度の特定健診の結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は自覚症状及び他覚症状の有無の検査において不整脈が疑われる者		
	眼底検査	当該年度の特定健診の結果等において、次のアまたはイの項目について、それぞれ当該ア又はイに掲げる基準に該当した者(当該年度の特定健診の結果等において、当該アに掲げる基準に該当せず、かつ、当該イの項目の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健診の結果等において、当該イの項目について、当該イに掲げる基準に該当した者)		
		ア 血圧	収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上	
		イ 血糖	空腹時血糖値が126mg/dℓ以上、HbA1cが6.5% (NGSP値) 以上 又は随時血糖値が126mg/dℓ以上	
	クレアチニン検査	当該年度の特定健診の結果等において、次のア又はイの項目について、それぞれ当該ア又はイに掲げる基準に該当した者		
		ア 血圧	収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上	
	イ 血糖	空腹時血糖値が100mg/dℓ以上、HbA1cが5.6% (NGSP値) 以上 又は随時血糖値が100mg/dℓ以上		

○当市では、特定健診の詳細項目に該当しない者でも有所見者が多いことから、受診者全員に貧血、心電図、クレアチニン検査を実施しました。また、独自の追加項目として尿酸、尿潜血検査、総コレステロール検査、尿中塩分検査(集団健診のみ)を実施しました。

○特定健診は、5月から12月まで平川市役所や町会施設等の29か所で40回の集団健診を行いました。集団健診では、がん検診を同時に実施しました。また、南黒地区医療機関及び弘前市医師会加入の計100の医療機関において個別健診を実施しました。

(2) 特定健診等実施計画

当市では、特定健診・特定保健指導の実施計画を策定し、各年度の目標に向けて進めています。

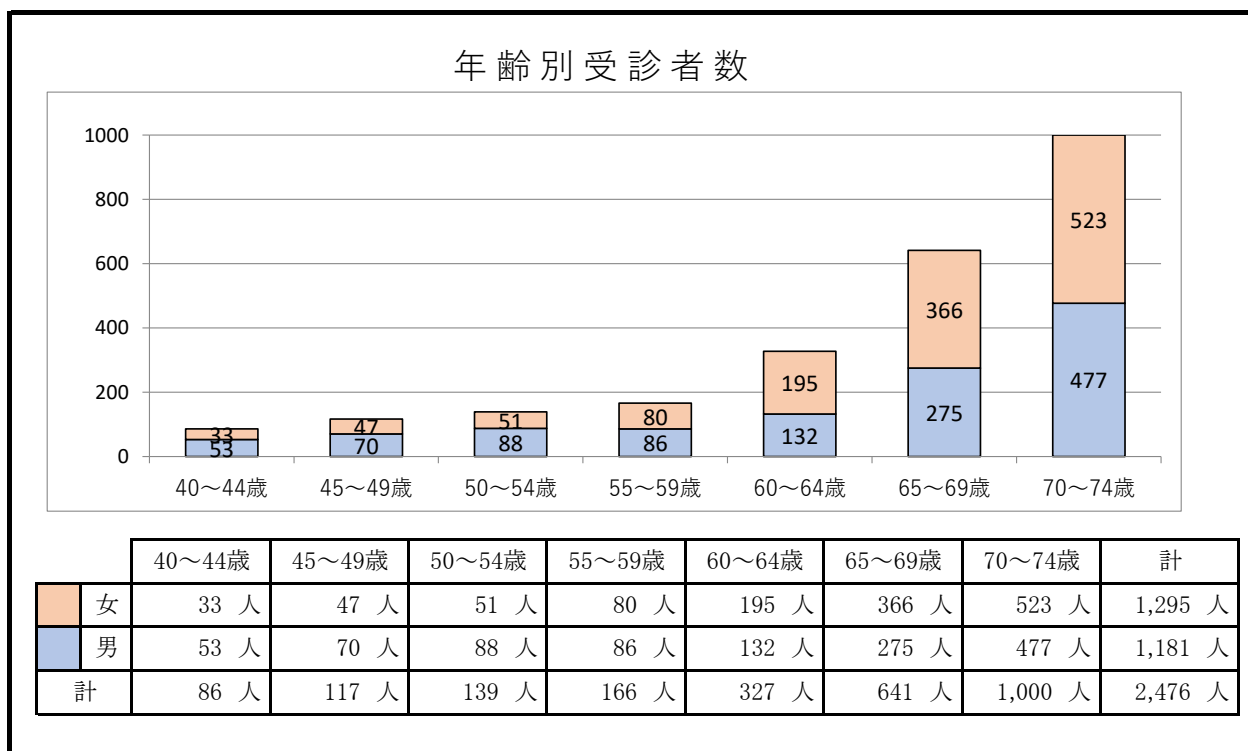
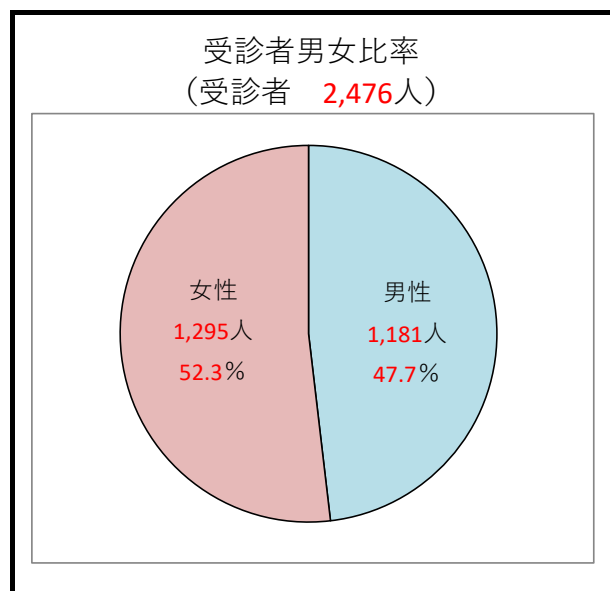
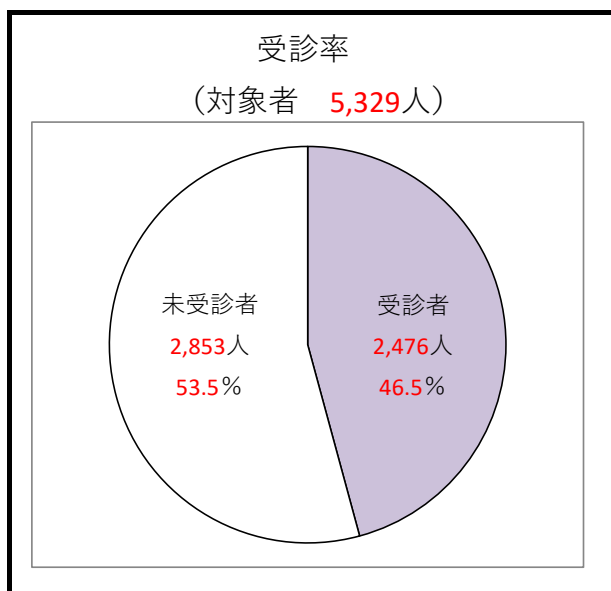
○特定健診実施計画の概要および実施状況

実施計画		第2期					第3期					
実施年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目 標 値	特定健診											
	実 施 率	40%	45%	50%	55%	60%	50%	52%	54%	56%	58%	60%
	対 象 者 数	7,277人	7,181人	7,085人	6,989人	6,893人	5,836	5,541	5,245	4,950	4,655	4,359
	実 施 者 数	2,910人	3,231人	3,542人	3,843人	4,135人	2,918	2,881	2,833	2,772	2,700	2,616
	特定保健指導											
	実 施 率	40%	45%	50%	55%	60%	40%	44%	48%	52%	56%	60%
実 績	対 象 者 数	334人	371人	407人	441人	475人	312人	308人	303人	297人	289人	280人
	実 施 者 数	133人	166人	203人	242人	285人	125人	136人	145人	154人	162人	168人
	特定健診											
	実 施 率	39.4%	41.9%	44.0%	45.0%	46.1%	46.7%	47.8%	39.3%	43.8%	45.8%	46.5%
	対 象 者 数	7,133人	6,937人	6,722人	6,490人	6,279人	6,059人	5,926人	5,798人	5,690人	5,463人	5,329人
	実 施 者 数	2,808人	2,907人	2,955人	2,919人	2,893人	2,827人	2,834人	2,276人	2,493人	2,501人	2,476人
実 績	特定保健指導											
	実 施 率	39.3%	41.9%	30.3%	30.9%	47.4%	50.7%	56.9%	53.9%	46.2%	45.8%	45.8%
	対 象 者 数	308人	341人	320人	314人	306人	306人	283人	230人	279人	271人	277人
	実 施 者 数	121人	143人	97人	97人	145人	155人	161人	124人	129人	124人	127人
実施計画		第4期										
実施年度		R6	R7	R8	R9	R10	R11					
目 標 値	特定健診											
	実 施 率	48.0%	50.0%	53.0%	55.0%	58.0%	60.0%					
	対 象 者 数	5,022人	4,822人	4,622人	4,422人	4,222人	4,022人					
	実 施 者 数	2,411人	2,435人	2,450人	2,454人	2,449人	2,413人					
	特定保健指導											
	実 施 率	50.0%	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%					
実 績	対 象 者 数	264人	259人	254人	249人	244人	239人					
	実 施 者 数	132人	135人	137人	140人	141人	143人					
	特定健診											
	実 施 率											
	対 象 者 数											
	実 施 者 数											
実 績	特定保健指導											
	実 施 率											
	対 象 者 数											
	実 施 者 数											

(3) 令和5年度 特定健診の進捗状況

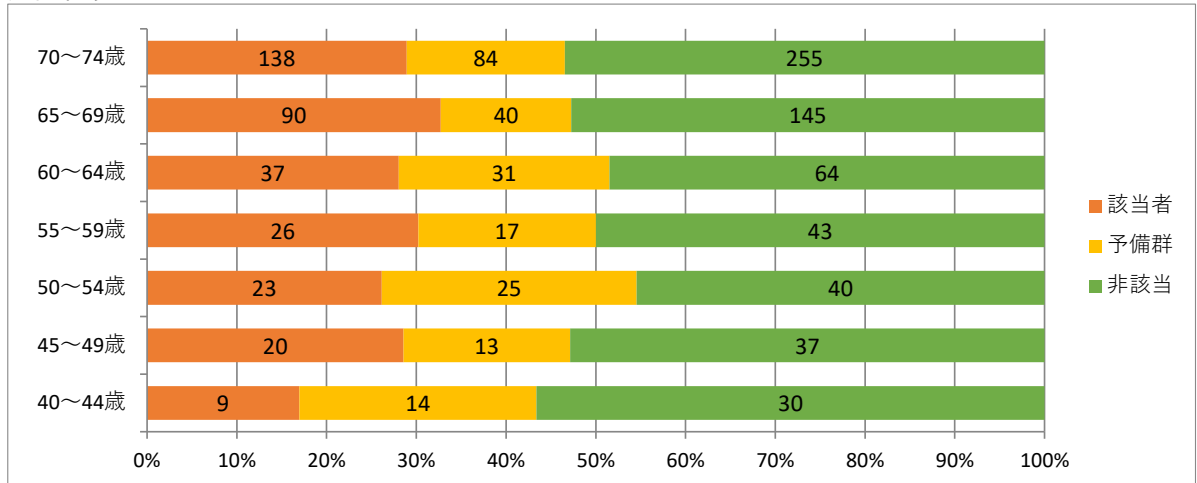
令和5年度の実施状況(令和6年11月末現在)は、特定健診受診者が2,476人(対象者5,329人)で、受診率46.5%、そのうち生活習慣の改善が必要な特定保健指導実施者は127人(対象者277人)で実施率45.8%となっています。実施計画の目標値と比較すると健診受診率がマイナス13.5ポイント、保健指導実施率がマイナス14.2ポイントとなっており、健診受診率、保健指導実施率ともに目標を達成しておりません。

より一層、受診率及び保健指導実施率の向上に努めていく必要があります。

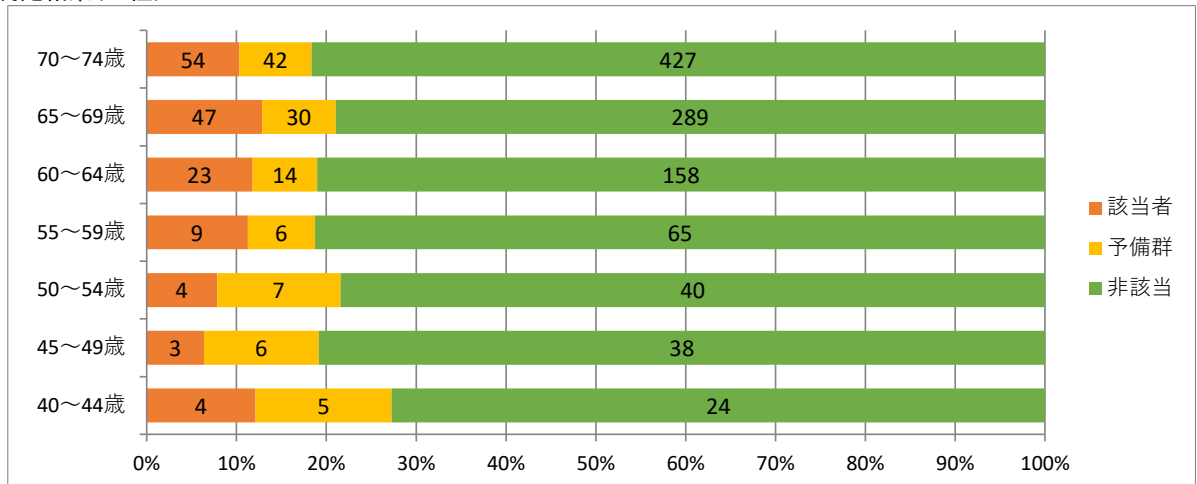


(4) 内臓脂肪症候群判定結果

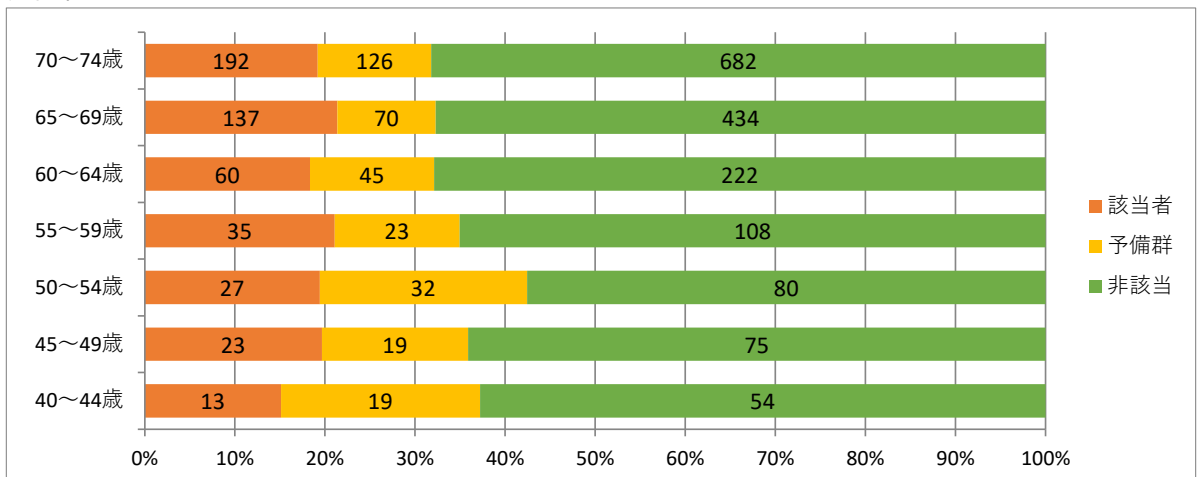
①判定結果(男性)



②判定結果(女性)



③判定結果(合計)



(5) 特定保健指導

特定保健指導は、特定健診の結果により、生活習慣病やメタボリックシンドロームのリスクが高い方に対して、保健師等が生活習慣を改善するための支援を行うもので、動機付け支援と積極的支援があります。

①対象者

腹 囲	追 加 リ ス ク	喫煙歴	対 象	
	①血圧 ②脂質 ③血糖		40歳～64歳	65歳～74歳
$\geq 85\text{cm}$ (男性) $\geq 90\text{cm}$ (女性)	2つ以上該当		積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし		
上記以外で $\text{BMI} \geq 25\text{kg/m}^2$	3つ該当		積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
		なし		
	1つ該当			

②動機付け支援

健診結果並びに喫煙、運動、食生活等の生活習慣の状況を踏まえ、対象者本人が、自分の生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容となる取り組みを支援します。面接による1回の支援と3か月以上経過後の評価を行います。

③積極的支援

健診結果並びに喫煙、運動、食生活等の生活習慣の状況を踏まえ、対象者本人が、自分の生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容となる取り組みを支援します。面接による支援を行い、3か月以上の継続的な支援と評価を行います。

④令和5年度の特定保健指導の状況

集団健診を受診した約1か月後に、健診会場と同じ場所で健診結果説明会を実施しています。個別に面接をして、生活習慣の改善に関する情報提供のほか、動機付け支援並びに積極的支援の初回面接を実施しています。初回面接以降は、個別面談や電話等による支援を行っています。

個別健診を受診した特定保健指導対象者へは、医療機関から提出してもらった健診結果を、市が特定保健指導の階層化を行い、個別面談や電話等による支援を行っています。

令和5年度は、受診者2,476人に対して動機付け支援178人(7.2%)、積極的支援99人(4.0%)の方が対象となり、合計277人(45.8%)に特定保健指導を実施しました。

(6)脳ドック助成事業

当市では、脳及び脳血管疾患の早期発見と予防を目的とし、将来的な医療費の抑制のため、被保険者を対象に脳ドック助成事業を実施しています。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対 象 者	30～67歳	30～67歳	30～69歳	30～69歳	30～69歳	30～69歳
募 集 人 数	100人	100人	100人	100人	100人	150人
実 施 人 数	97人	75人	49人	60人	57人	48人
1 人 当 た り 検 査 費 用	34,992円	34,992円	31,163円	31,163円	31,163円	31,423円
自 己 負 担 額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円

6. 疾病統計

(1) 国保疾病分類の状況（入院＋入院外）	38
-----------------------------	----

(1) 国保疾病分類の状況 (入院+入院外)

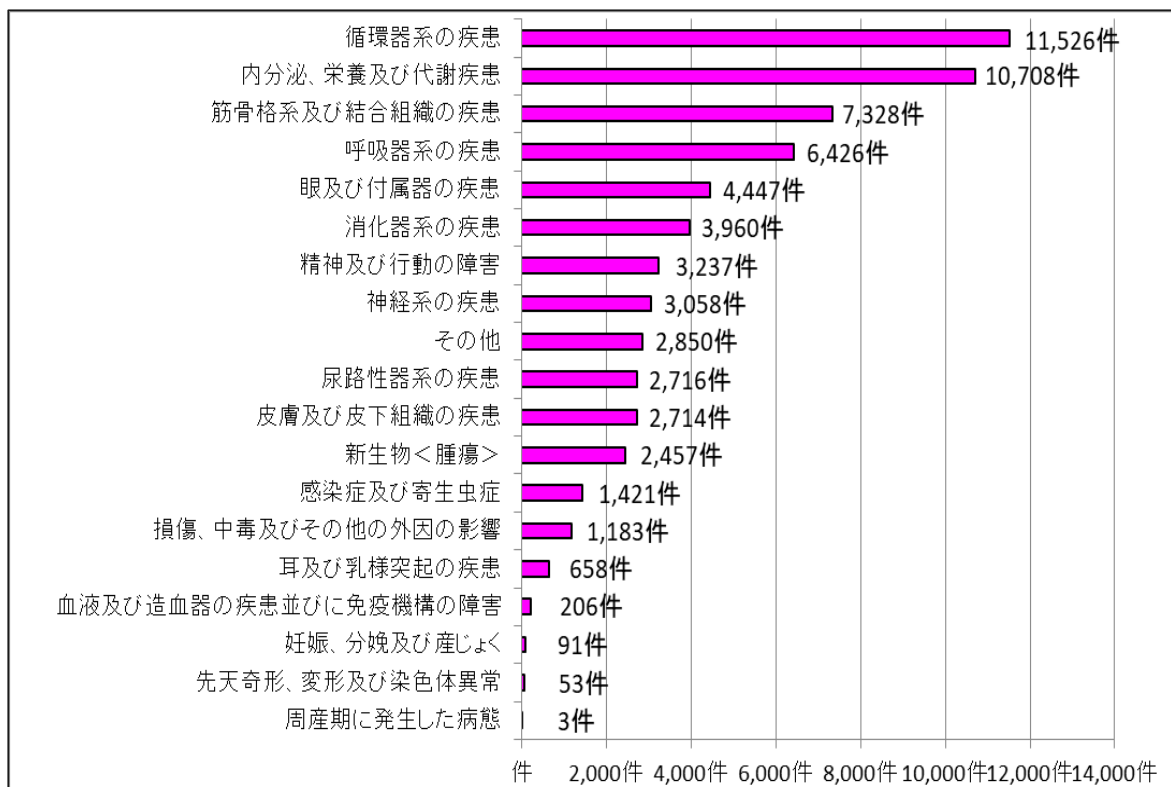
【件 数】

No.	大 分 類	主 な 疾 病	件 数	割合(%)
1	循環器系の疾患	高血圧、狭心症	11,526件	17.72
2	内分泌、栄養及び代謝疾患	甲状腺障害、糖尿病	10,708件	16.46
3	筋骨格系及び結合組織の疾患	関節炎、痛風	7,328件	11.27
4	呼吸器系の疾患	喘息、気管支炎	6,426件	9.88
5	眼及び付属器の疾患	結膜炎、白内障	4,447件	6.84
6	消化器系の疾患	胃腸炎、肝臓の疾患	3,960件	6.09
7	精神及び行動の障害	統合失調症、そううつ病	3,237件	4.98
8	神経系の疾患	てんかん、自律神経失調症	3,058件	4.70
9	その他	頭痛、めまい	2,850件	4.38
10	尿路性器系の疾患	腎炎、尿路結石	2,716件	4.18
11	皮膚及び皮下組織の疾患	アトピー性皮膚炎、蕁麻疹	2,714件	4.17
12	新生物<腫瘍>	癌、白血病	2,457件	3.78
13	感染症及び寄生虫症	結核、ウイルス肝炎	1,421件	2.18
14	損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折、熱傷	1,183件	1.82
15	耳及び乳様突起の疾患	外耳炎、中耳炎	658件	1.01
16	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	貧血、血友病	206件	0.32
17	妊娠、分娩及び産じょく	流産、妊娠中毒症	91件	0.14
18	先天奇形、変形及び染色体異常	先天性胆道拡張症、口蓋裂	53件	0.08
19	周産期に発生した病態	出産外傷、子宮内低酸素症	3件	0.00
計			65,042件	100.00

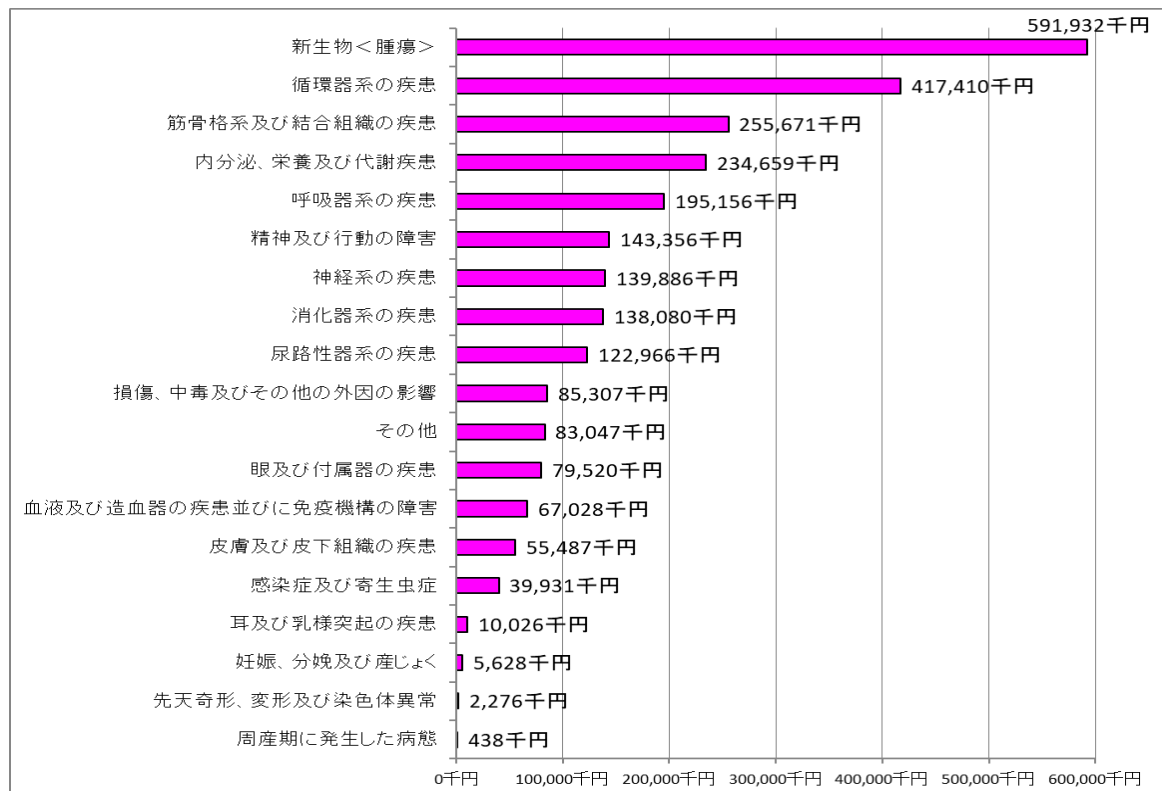
【金 額】

No.	大 分 類	主 な 疾 病	金 額	割合(%)
1	新生物<腫瘍>	癌、白血病	591,932千円	22.19
2	循環器系の疾患	高血圧、狭心症	417,410千円	15.65
3	筋骨格系及び結合組織の疾患	関節炎、痛風	255,671千円	9.58
4	内分泌、栄養及び代謝疾患	甲状腺障害、糖尿病	234,659千円	8.80
5	呼吸器系の疾患	喘息、気管支炎	195,156千円	7.32
6	精神及び行動の障害	統合失調症、そううつ病	143,356千円	5.37
7	神経系の疾患	てんかん、自律神経失調症	139,886千円	5.24
8	消化器系の疾患	胃腸炎、肝臓の疾患	138,080千円	5.18
9	尿路性器系の疾患	腎炎、尿路結石	122,966千円	4.61
10	損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折、熱傷	85,307千円	3.20
11	その他	頭痛、めまい	83,047千円	3.11
12	眼及び付属器の疾患	結膜炎、白内障	79,520千円	2.98
13	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	貧血、血友病	67,028千円	2.51
14	皮膚及び皮下組織の疾患	アトピー性皮膚炎、蕁麻疹	55,487千円	2.08
15	感染症及び寄生虫症	結核、ウイルス肝炎	39,931千円	1.50
16	耳及び乳様突起の疾患	外耳炎、中耳炎	10,026千円	0.38
17	妊娠、分娩及び産じょく	流産、妊娠中毒症	5,628千円	0.21
18	先天奇形、変形及び染色体異常	先天性胆道拡張症、口蓋裂	2,276千円	0.09
19	周産期に発生した病態	出産外傷、子宮内低酸素症	438千円	0.02
計			2,667,804千円	100.00

【件 数】



【金 額】



7. 条例・規則等（令和6年4月1日現在）

（1）平川市国民健康保険条例	40
（2）平川市国民健康保険運営協議会規則	48
（3）平川市国民健康保険税条例	50
（4）平川市国民健康保険給付規則	84
（5）平川市国民健康保険財政調整基金条例	87
（6）平川市国民健康保険高額医療費支払資金貸付要綱	89
（7）平川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱	92
（8）平川市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱	96

○平川市国民健康保険条例

平成18年1月1日

条例第113号

改正 平成18年9月26日条例第216号

平成19年5月2日条例第13号

平成20年3月21日条例第11号

平成20年12月24日条例第45号

平成21年9月18日条例第24号

平成23年3月31日条例第11号

平成26年12月19日条例第27号

平成27年3月23日条例第20号

平成30年3月22日条例第11号

令和2年5月1日条例第20号

令和3年3月30日条例第8号

令和3年12月17日条例第30号

令和5年3月20日条例第11号

目次

第1章 この市が行う国民健康保険の事務（第1条）

第2章 国民健康保険運営協議会（第2条—第3条）

第3章 保険給付（第4条—第6条）

第4章 保健事業（第7条—第9条）

第5章 国民健康保険税（第10条）

第6章 罰則（第11条—第14条）

附則

第1章 この市が行う国民健康保険の事務

（この市が行う国民健康保険の事務）

第1条 この市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条

例の定めるところによる。

第2章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の設置)

第2条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の規定に基づき、平川市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第2条の2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3) 公益を代表する委員 5人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

第3章 保険給付

(一部負担金)

第4条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- (2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）
10分の2
- (4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

2 保険医療機関又は保険薬局である病院又は診療所に入院しないで法第36条第1項第1号から第4号までに定める療養の給付を受ける被保険者のうち、妊娠の届出の受理のあった日から出産の日の属する月の翌月の末日までの者は、当該療養の給付に関し一部負担金を支

払うことを要しない。

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

3 出産育児一時金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(葬祭費)

第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として5万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

3 葬祭費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第4章 保健事業

(保健事業)

第7条 この市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

(1) 健康教育

- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

2 この市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 診療所の設置
- (2) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

第8条 前条に定めるもののほか、保健事業に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第9条 被保険者でない者に第7条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第5章 国民健康保険税

第10条 この市は、世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第6章 罰則

第11条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第12条 この市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第13条 この市は、偽りその他不正の行為により国民健康保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第14条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の平賀町国民健康保険条例（昭和34年平賀町条例第2号）、尾上町国民健康保険条例（昭和34年尾上町条例第13号）又は碓ヶ関村国民健康保険条例（昭和35年碓ヶ関村条例第1号）（以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、支給すべき事由が生じた出産育児一時金及び葬祭費の支給額については、合併前の条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

8 傷病手当金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

10 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

11 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則 (平成18年9月26日条例第216号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の平川市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以降の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年5月2日条例第13号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第30号で平成19年5月30日から施行)

附 則（平成 20 年 3 月 21 日条例第 11 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 24 日条例第 45 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第 5 条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 9 月 18 日条例第 24 号）

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日条例第 11 号）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る平川市国民健康保険条例第 8 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 12 月 19 日条例第 27 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る平川市国民健康保険条例第 5 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 23 日条例第 20 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日条例第 11 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 1 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の平川市国民健康保険条例附則第 5 項から附則第 11 項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規

則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則（令和３年３月３０日条例第８号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年１２月１７日条例第３０号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る平川市国民健康保険条例第５条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月２０日条例第１１号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る平川市国民健康保険条例第５条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

○平川市国民健康保険運営協議会規則

平成18年1月1日

規則第97号

(趣旨)

第1条 この規則は、平川市国民健康保険条例（平成18年平川市条例第113号）第3条に基づき、平川市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項につき市長の諮問に応じて答申するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関すること。
- (2) 保険税に関すること。
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更にに関すること。
- (4) 診療施設に関すること。
- (5) 保健事業の実施大綱の策定に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長において重要と認める事項

(協議会の招集)

第3条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。

第4条 協議会は、市長から諮問があったときはその都度これを開き、速やかに答申しなければならない。

- 2 協議会は、前項のほか会長において必要と認めたときは、いつでも招集することができる。
- 3 会長が協議会を招集しようとするときは、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等をあらかじめ市長に通知しなければならない。
- 4 協議会の審議状況は、その都度市長に報告しなければならない。

第5条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (関係職員の出席及び資料の提出)

第6条 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、市長又は関係職員に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(書記)

第7条 協議会に書記を置き、市職員のうちから市長が命ずる。

- 2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(協議会の議事録)

第8条 議長は、書記をして協議会の議事について記録を作成し、出席委員の氏名及び会議の
てん末を記載させなければならない。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

○平川市国民健康保険税条例

平成18年1月1日

条例第63号

改正 平成18年3月31日条例第189号

平成18年6月27日条例第205号

平成19年3月28日条例第11号

平成19年12月19日条例第30号

平成20年3月21日条例第5号

平成20年6月23日条例第25号

平成21年3月24日条例第6号

平成21年3月31日条例第14号

平成22年3月31日条例第7号

平成23年3月31日条例第10号

平成24年3月31日条例第6号

平成25年3月30日条例第18号

平成25年9月25日条例第31号

平成26年3月31日条例第13号

平成26年6月20日条例第14号

平成27年3月31日条例第22号

平成28年3月31日条例第17号

平成28年12月12日条例第33号

平成29年3月31日条例第12号

平成30年3月22日条例第6号

平成30年3月31日条例第29号

平成31年3月29日条例第15号

令和2年3月31日条例第19号

令和2年6月18日条例第25号

令和 2 年 1 2 月 1 8 日 条例第 3 4 号

令和 3 年 3 月 3 0 日 条例第 8 号

令和 4 年 3 月 2 2 日 条例第 5 号

令和 4 年 3 月 3 1 日 条例第 1 4 号

令和 4 年 1 2 月 2 0 日 条例第 2 9 号

令和 5 年 3 月 2 0 日 条例第 4 号

令和 5 年 3 月 3 1 日 条例第 2 3 号

令和 5 年 1 2 月 1 9 日 条例第 4 6 号

令和 6 年 3 月 2 2 日 条例第 7 号

令和 6 年 3 月 3 0 日 条例第 1 3 号

(納税義務者)

第 1 条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。

(課税額)

第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 5 7 年法律第 8 0 号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.48を乗じて算出する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

第4条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について21,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)

以外の世帯 23,700円

(2) 特定世帯 11,850円

(3) 特定継続世帯 17,775円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.15を乗じて算定する。

第7条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯以外の世帯 8, 800円

(2) 特定世帯 4, 400円

(3) 特定継続世帯 6, 600円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の4.07を乗じて算定する。

第9条 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について13, 700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について11, 100円とする。

(賦課期日)

第10条 国民健康保険税の賦課期日は、4月1日とする。

(徴収の方法)

第11条 国民健康保険税は、第14条、第18条及び第19条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期)

第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

(1) 第1期 7月1日から同月31日まで

(2) 第2期 8月1日から同月31日まで

(3) 第3期 9月1日から同月30日まで

(4) 第4期 10月1日から同月31日まで

(5) 第5期 11月1日から同月30日まで

(6) 第6期 12月1日から同月28日まで

(7) 第7期 1月1日から同月31日まで

(8) 第8期 2月1日から同月末日まで

- 2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。
(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

- 2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

- 3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主(以下次項までにおいて「2項世帯主」という。)である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下次項までにおいて「1項世帯主」という。)となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

- 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となった者がある場合には、当該被保険者となった

日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

（特別徴収）

第14条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税

法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

（特別徴収義務者の指定等）

第15条 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第16条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

（被保険者資格喪失等の場合の通知等）

第17条 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）

第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第

23号) 第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第19条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間

(2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間

(3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入)

第20条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条第1項

の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（徴収の特例）

第 21 条 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によって徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る国民健康保険税として徴収する。

- 2 前項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額に満たないこととなるときは、当該年度分の国民健康保険税額が確定した日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額を超えることとなるときは、法第 17 条又は第 17 条の 2 の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

（徴収の特例に係る税額の修正の申出等）

第 22 条 前条第 1 項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の 2 分の 1 に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、第 26 条の納税通知書の交付を受けた日から 30 日以内に市長に前条第 1 項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の国民健康保険税額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によって徴収する国民健康保険税額を修正しなければならない。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 15,120円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 16,590円

(イ) 特定世帯 8,295円

(ウ) 特定継続世帯 12,443円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 6,160円

(イ) 特定世帯 3,080円

(ウ) 特定継続世帯 4,620円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,590円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 7,770円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 10,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 11,850円

(イ) 特定世帯 5,925円

(ウ) 特定継続世帯 8, 888円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4, 000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 4, 400円

(イ) 特定世帯 2, 200円

(ウ) 特定継続世帯 3, 300円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6, 850円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 5, 550円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4, 320円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 4, 740円

(イ) 特定世帯 2, 370円

(ウ) 特定継続世帯 3, 555円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1, 600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に

掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 1, 7 6 0 円

(イ) 特定世帯 8 8 0 円

(ウ) 特定継続世帯 1, 3 2 0 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2, 7 4 0 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2, 2 2 0 円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 2 4 0 円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5, 4 0 0 円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8, 6 4 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1 0, 8 0 0 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 2 0 0 円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 0 0 0 円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 2 0 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 0 0 0 円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の8第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対

して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定日」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(国民健康保険税に関する申告)

第24条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで(国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内)に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施

行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項に記載した届書を市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

（2）出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

（3）出産の予定日

（4）単胎妊娠又は多胎妊娠の別

（5）その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

（1）出産の予定日を明らかにすることができる書類

（2）多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

（3）出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

（国民健康保険税の減免）

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減額し、又は免除する。

（1）貧困により生活のために公私の扶助を受ける者

（2）市の全部又は一部にわたる災害等により、生活が著しく困難となった者又はこれに

準ずると認められる者

(3) 国民健康保険法第59条の規定による療養の給付等の制限を受けている者

(4) その他特別の事情のある者

2 前項の規定によって、国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに国民健康保険税について、減免を受けようとする年度、期別及び税額等を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書簡を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限後も申請書を提出することができる。

3 第1項の規定によって、国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(国民健康保険税の納税通知書)

第26条 国民健康保険税の納税通知書の様式については、市長が別に定める。

(委任)

第27条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、平川市税条例（平成18年平川市条例第61号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の平賀町国民健康保険税条例（平成元年平賀町条例第18号）、尾上町国民健康保険税条例（昭和51年尾上町条例第19号）又は碓ヶ関村国民健康保険税条例（昭和45年碓ヶ関村条例第1号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険税については、なお従前の例による。

4 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、そ

れぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（市外からの転入に係る課税の特例）

- 5 施行日から平成18年3月31日までの間に市外から本市に転入する者に対して課する国民健康保険税は、施行日の属する年度に限り、その転入する合併関係町村（合併前の平賀町、尾上町又は碓ヶ関村をいう。以下同じ。）の区域における合併前の条例の規定による税率を適用する。

（市内における転居に係る課税の特例）

- 6 納税義務者の世帯の全部が、施行日から平成18年3月31日までの間に市内において転居する場合は、施行日の属する年度に限り、当該世帯を施行日前に住所を有していた合併関係町村の区域に属する世帯とみなし、その世帯に課する国民健康保険税は、当該合併関係町村の区域における合併前の条例の規定による税率を適用する。
- 7 納税義務者の世帯の一部が、施行日から平成18年3月31日までの間に市内において転居する場合は、施行日の属する年度に限り、その転居した者を当該転居した合併関係町村の区域に属する世帯とみなし、その世帯に課する国民健康保険税は、当該合併関係町村の区域における合併前の条例の規定による税率を適用する。

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第

23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条

の第3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る

雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例

適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第２３条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- １７ 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第１２条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第１６条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第２３条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第２３条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- １８ 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第２３条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額

（とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）

- 20 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われてい

たならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第25条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。)により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでのすべてに該当する世帯。

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

21 前項の場合における第25条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」と読み替えるものとする。

附 則 (平成18年3月31日条例第189号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第9項から附則第16項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年6月27日条例第205号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例第6条、第7条の2、第7条の3及び第13条の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月28日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年12月19日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の平川市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第17条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(経過措置)

- 4 平成19年10月1日において、平成19年度分の国民健康保険税の納税義務者が健康保

險法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）第１６条の規定による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「新地方税法」という。）第７０６条第２項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢６５歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（平成２０年４月１日までの間において、年齢６５歳に達するものを含み、災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成１９年政令第３２４号。以下「国民健康保険法施行令等改正令」という。）附則第３条第１項各号に規定する世帯主を除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）について、平成２０年４月１日から同年９月３０日までの間において新地方税法第７１８条の２第２項に規定する特別徴収対象年金給付（次項において「特別徴収対象年金給付」という。）が支払われる場合においては、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

- ５ 前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成１９年度分の国民健康保険税額に相当する額として国民健康保険法施行令等改正令附則第３条第２項の規定により算定した額を当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の平成２０年度における支払の回数で除して得た額とする。

附 則（平成２０年３月２１日条例第５号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成２０年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成１９年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成２０年６月２３日条例第２５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２１年３月２４日条例第６号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び第23条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日条例第14号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第8項の次に1項を加える改正規定、附則第9項の改正規定(同項を附則第10項とする部分に限る。)、附則第10項の改正規定(同項を附則第11項とする部分に限る。)、附則第11項の改正規定(同項を附則第12項とする部分に限る。)、同項の次に1項を加える改正規定、附則第12項及び第13項の改正規定、附則第14項の改正規定(同項を附則第16項とする部分に限る。)、附則第15項の改正規定、附則第16項の改正規定(同項を附則第18項とする部分に限る。)、附則第17項の改正規定(同項を附則第19項とする部分に限る。)並びに附則第18項の改正規定(同項を附則第20項とする部分に限る。)は平成22年1月1日から、附則第9項の改正規定(「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える部分に限る。)及び附則第10項の改正規定(同項を附則第11項とする部分を除く。)は平成22年4月1日から、附則第14項の改正規定(「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。)は平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第19項及び第20項の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月31日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び第23条の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月31日条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月30日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。ただし、附則第21項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

附 則 (平成25年9月25日条例第31号)

改正 平成27年3月31日条例第22号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第20項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 6 月 20 日条例第 14 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日条例第 22 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 25 年平川市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 28 年 3 月 31 日条例第 17 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 12 月 12 日条例第 33 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の平川市国民健康保険税条例附則第16項及び第17項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

附 則(平成29年3月31日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月22日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月31日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日条例第 15 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日条例第 19 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 10 項及び第 11 項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 12 号）附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 6 月 18 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 20 項及び第 21 項の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 12 月 18 日条例第 34 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中附則第 20 項の改正規定（「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める部分に限る。）は、令和 3 年 4 月 1 日から

施行する。

附 則（令和４年３月２２日条例第５号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第５条の２第１号、第１３条第１項、第２３条及び第２３条の２の改正規定（「前条の」を「前条第１項の」に、「前条第１号」を「前条第１項第１号」に改める部分に限る。）並びに附則第８項から第１０項まで及び第１２項から第１９項までの改正規定は令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月３１日条例第１４号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の平川市国民健康保険税条例第２条及び第２３条並びに附則第８項の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和４年１２月２０日条例第２９号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月２０日条例第４号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日条例第２３号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年12月19日条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月22日条例第7号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月30日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

○平川市国民健康保険給付規則

平成18年1月1日

規則第98号

改正 平成20年12月24日規則第39号

平成26年12月19日規則第21号

平成27年11月16日規則第27号

令和2年5月1日規則第17号

令和2年9月18日規則第25号

令和2年12月18日規則第30号

令和3年3月15日規則第9号

令和3年12月17日規則第23号

令和5年3月30日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、平川市国民健康保険条例（平成18年平川市条例第113号）第5条、第6条及び附則第8項に係る支給及び申請に関し必要な事項を定めるものとする。

(出産育児一時金)

第2条 条例第5条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書きに規定する出産であると認められるときは、1万2,000円を加算する。

2 出産育児一時金の支給を受けようとする者は、出産育児一時金支給申請書（様式第1号）に出産を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(葬祭費)

第3条 葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費支給申請書（様式第2号）に死亡を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第4条 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給を受けようとする者は、国民健康保険傷病手当金支給申請書（様式第3号の1から様式第3号の4ま

で)を市長に提出しなければならない。

- 2 傷病手当金の支給を受けようとする者が医療機関を受診しないまま体調が改善した場合等には、前項の規定にかかわらず国民健康保険傷病手当金支給申請書(様式第3号の4)の提出を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の平賀町国民健康保険給付規則(平成3年平賀町規則第7号)、尾上町国民健康保険給付規則(平成3年尾上町規則第10号)又は碓ヶ関村国民健康保険条例施行規則(平成2年碓ヶ関村規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年12月24日規則第39号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日規則第21号)

(施行期日)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年11月16日規則第27号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(令和2年5月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年9月18日規則第25号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和2年12月18日規則第30号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年１２月１７日規則第２３号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和４年１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日前に出産した被保険者に係る平川市国民健康保険給付規則第２条の規定による加算の額については、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月３０日規則第４号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日前に出産した被保険者に係る平川市国民健康保険給付規則第２条の規定による加算の額については、なお従前の例による。

○平川市国民健康保険財政調整基金条例

平成18年1月1日

条例第73号

(設置)

第1条 市国民健康保険財政の調整基金に充てるため、平川市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該年度の国民健康保険特別会計予算で定める額の範囲内の額

(2) 各年度の決算において生じた剰余金の2分の1を下らない額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において合併前の平賀町国民健康保険財政調整基金条例（昭和44年平賀町条例第30号）、尾上町国民健康保険診療報酬支払準備基金条例（昭和45年尾上町条例第20号）又は碓ケ関村国民健康保険給付準備基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和44年碓ケ関村条例第2号）に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、施行日において、この条例に基づく基金に属するものとする。

○平川市国民健康保険高額医療費支払資金貸付要綱

平成22年12月20日

告示第156号

改正 令和2年12月18日告示第223号

令和3年3月15日告示第38号

(目的)

第1条 この告示は、医療機関等への支払が一時的に困難な平川市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）に対し、平川市国民健康保険条例（平成18年平川市条例第113号）第7条の規定に基づき、高額医療費支払資金貸付を行うことにより、適切な療養の確保と生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、高額療養費とは国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に定めるものをいう。

(貸付けの対象者)

第3条 国民健康保険高額医療費支払資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる被保険者の属する世帯主とする。

(1) 診療月において70歳未満の被保険者が受けた療養について、その世帯主が高額療養費の支給を受ける見込みがあること。

(2) 被保険者が、療養に要する費用について医療機関等から請求を受け、その費用の支払が困難であること。

(3) 医療機関等の受領及び返還に係る同意が得られていること。

2 前項の規定にかかわらず、他の法令により当該療養に要する費用について負担が行われる場合は、貸付けの対象としない。

(貸付け限度額及び利息)

第4条 貸付けの限度額は、高額療養費として支給される見込額の10分の9以内の額とし、その額が1万円未満のときは、貸付けを行わない。ただし、貸付額は1千円未満を切捨てるものとする。

2 貸付金には、利息を付さない。

(貸付けの申込み)

第5条 資金の貸付けを受けようとする世帯主（以下「申込者」という。）は、高額医療費支払資金貸付申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）及び平川市国民健康保険高額医療費支

払資金受領委任状兼返還同意書（様式第2号。以下「委任状」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 医療機関等の発行する請求書
- （2） その他市長が必要と認めた書類
（高額療養費の支給申請）

第6条 前条の規定により貸付けの申込みを行おうとする場合には、申込者は、貸付けの申込みと同時に高額療養費の支給申請をしなければならない。

（貸付けの決定）

第7条 市長は、申込書を受理したときは速やかに審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定しなければならない。

- 2 市長は、貸付けの可否及び貸付額を決定したときは、高額医療費支払資金貸付決定（不承認）通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。
- 3 申込者は、決定通知書を受理したときは、当該貸付けに係る高額医療費支払資金借用書（様式第4号。以下「借用書」という。）を市長に提出するものとする。
- 4 貸付金の運用状況を明らかにするため、平川市高額医療費支払資金貸付内訳台帳（様式第5号）を備えるものとする。

（貸付けの方法）

第8条 申込者は、貸付けに必要な高額療養費として支給される見込額の10分の1以上及びその他負担額を、申込金として市に納入するものとする。

- 2 貸付方法は、貸付決定額と申込金を合わせた額を、受任者たる医療機関等（以下「受任者」という。）の指定する金融機関への口座振替により行うものとする。

（貸付期間等）

第9条 資金の貸付期間は、当該貸付金に係る高額療養費が支給される日までの間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、高額療養費の額が貸付金の額に満たないときは、その差額分の貸付期間は、市長の指定する日までとする。

（貸付金の償還等）

第10条 貸付金の償還は、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）から法第57条の2第1項の規定による高額療養費の受領について、高額療養費受領委任兼高額医療費支払資金貸付金償還方法の委任状（様式第6号）により委任を受けた当該高額療養費をもって貸付金の償還に充てることにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、高額療養費の支給額が貸付金に満たない場合においては、受任者は、

市長が定める日までにその不足額を償還しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により貸付金全額の償還を受けたときは、借受人に借用書を返還しなければならない。

(即時償還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず受任者に対し、直ちに貸付金の全額を償還させるものとする。

(1) 借受人が偽りの申込みその他不正な手段により貸付を受けたとき。

(2) 当該貸付に係る被保険者が第3条第1項各号に掲げる要件を備えていないことが明らかになったとき。

(変更の届出)

第12条 申込者は、貸付申込書に記載した事項に変更があったときは、高額医療費支払資金貸付変更届(様式第7号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(適用除外)

第13条 貸付けの申込みに係る療養が第三者の不法行為による場合は、貸付けを行わない。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月18日告示第223号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日告示第38号)

この告示は、令和3年3月15日から施行する。

○平川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

平成23年5月31日

告示第53号

改正 平成27年11月16日告示第153号

平成28年3月18日告示第40号

平成28年4月28日告示第68号

平成31年3月20日告示第22号

令和2年9月18日告示第184号

令和2年12月18日告示第223号

令和3年3月15日告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定による一部負担金の減免及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準額 生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に1000分の1155を乗じて得た額をいう。
- (3) 基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準生活費をいう。

(対象)

第3条 この告示による減免等の対象は、次の各号のいずれかに該当したことにより一時的に生活が困難となり、一部負担金の支払が困難と認められる世帯主とする。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、若しくは障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(一部負担金の徴収猶予)

第4条 市長は、世帯主が前条各号のいずれかに該当したことにより、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により、6箇月以内の期間を限って、保険医療機関等に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

(一部負担金の減免)

第5条 市長は、世帯主が第3条各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となり、かつ、次項に規定する要件に該当した場合においては、その申請によりその者に対し、次条に定める割合の範囲において、3箇月以内の期間に限って1箇月ごとの更新により当該一部負担金の支払を減額し、又は免除することができる。

2 前項に規定する要件は、被保険者の属する世帯の世帯主が、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 入院療養を受ける被保険者の属する世帯

(2) 申請日の属する月における被保険者の属する世帯の収入が基準額以下であり、かつ、預貯金が基準額の3箇月以下である世帯

(減免割合)

第6条 前条に規定する一部負担金の減免等の割合は、申請日の属する月以後6箇月間の被保険者の属する世帯の実収入月額合計額の基準生活費6箇月分に相当する額に対する割合に応じ、次に掲げるところにより一部負担金の減免等を行う。

(1) 被保険者が属する世帯の実収入月額合計額が基準生活費6箇月分に相当する額の110%未満の場合 減額割合10割

(2) 被保険者が属する世帯の実収入月額合計額が基準生活費6箇月分に相当する額の110%以上120%未満の場合 減額割合5割

(減免等の申請)

第7条 一部負担金の減免等の措置を受けようとする世帯主は、あらかじめ国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予申請書(様式第1号)及び世帯構成及び収入見込額並びに資産の状況報告書(様式第2号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第4条の規定による徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある場合は、当該申請書を提出することができるに至った後、ただちにこれを提出しなければならない。

(審査)

第8条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容が真実と相違ないかどうか

調査し、必要と認めるときは、法第113条及び第113条の2の規定に基づき、世帯主及び世帯員に対して文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問を行うことができる。

(通知)

第9条 市長は、前条の審査による処分を決定したときは、当該世帯主に国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予承認・不承認決定通知書(様式第3号)により通知するとともに、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予証明書(様式第4号)を交付し、当該保険医療機関等に提出するよう指導するものとする。

(減免等の取消)

第10条 市長は、一部負担金の減免等の措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その措置を変更し、又は取消し、当該一部負担金の全部又は一部を一時に徴収することができるものとする。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、減免等を行う必要がなくなったと認められるとき。

(2) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。

2 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により、一部負担金の減免等の措置を受けた者があった場合において、これを発見したときは、直ちにその措置を取り消すことができるものとする。

3 前2項の場合において、被保険者が保険医療機関等において療養の給付を受けたものであるときは、市長は、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予決定の変更・取消通知書(様式第5号)により決定を受けた者及び当該保険医療機関等に減免等を取消した旨並びに取消しの年月日を通知するとともに、その取消しの前日までの間に減免等によりその支払を免れた額を当該被保険者から徴収するものとする。

(台帳)

第11条 市長は、一部負担金の減免等の申請があった当該世帯について、その措置の要否を決定した経過を明らかにするため、国民健康保険一部負担金減免等申請受付台帳(様式第6号)を備えるものとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成２７年１１月１６日告示第１５３号）

この告示は、平成２８年１月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月１８日告示第４０号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、第１条の規定による改正前の平川市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱、第２条の規定による改正前の平川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱、第３条の規定による改正前の平川市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱、第４条の規定による改正前の平川市介護保険料滞納に係る保険給付制限取扱要綱、第５条の規定による改正前の介護保険法第５０条及び第６０条の規定に基づき平川市が定める介護給付の割合及び予防給付の割合を定める要綱及び第６条の規定による改正前の平川市介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費の償還払い給付に係る特例措置実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成２８年４月２８日告示第６８号）

この告示は、平成２８年４月２８日から施行する。

附 則（平成３１年３月２０日告示第２２号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成３１年３月２０日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第２条第２号の規定は、平成３２年１０月１日以降の申請による減免等について適用し、平成３０年１０月１日以降の申請による減免等について適用する場合は、「１０００分の１１５５」を「８８５分の９９０」とし、平成３１年１０月１日以降の申請による減免等について適用する場合は、「１０００分の１１５５」を「８７０分の９９０」とする。

附 則（令和２年９月１８日告示第１８４号）

この告示は、令和３年１月１日から施行する。

附 則（令和２年１２月１８日告示第２２３号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月１５日告示第３９号）

この告示は、令和３年３月１５日から施行する

○平川市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱

平成22年7月1日

告示第69号

改正 平成23年9月30日告示第126号

平成25年3月26日告示第44号

平成27年11月16日告示第154号

平成28年3月18日告示第40号

平成29年3月31日告示第35号

平成30年3月27日告示第28号

令和2年12月18日告示第223号

令和3年3月15日告示第37号

令和4年3月31日告示第49号

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）、及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯主に対する被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付及び短期被保険者証（以下「短期証」という。）の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般証 法第9条第2項に規定する被保険者証（次号に定めるものを除く。）をいう。
- (2) 短期証 保険税を滞納している世帯主に交付する法第9条第10項後段の規定により特別の有効期間を定めた被保険者証をいう。
- (3) 資格証明書 法第9条第6項に規定する被保険者資格証明書をいう。

(保険税を滞納している世帯主に対する措置)

第3条 保険税を滞納している世帯主に対する措置は、次のとおりとする。

- (1) 短期証の交付
 - (2) 一般証又は短期証の返還請求及び資格証明書の交付
 - (3) 現金給付に係る保険給付の全部又は一部の支払の一時差止め（以下「給付の一時差止め」という。）
 - (4) 保険給付額からの滞納保険税額の控除
- (短期証の交付)

第4条 市は、被保険者証交付時において、前年度以前の保険税を滞納している世帯主に対し、一般証に代えて短期証を交付するものとする。

- 2 市は、前項の規定の適用を受ける世帯主のうち、納付相談又は納付指導により保険税の滞納の解消に努め、短期証を交付することが適当でないと市長が認める者には、前項の規定にかかわらず短期証に代え、一般証を交付することができる。

(短期証の交付に係る通知等)

第5条 市は、短期証を交付しようとするときは、当該世帯主に対しあらかじめ国民健康保険短期被保険者証切替予告通知（様式第1号）により通知するものとする。

- 2 市は、前項の規定により通知を行った後も当該世帯主が引き続き保険税を滞納しているときは、国民健康保険短期被保険者証交付決定通知（様式第2号）により通知し、短期証を交付するものとする。

- 3 市は、短期証を交付したときは、短期被保険者証交付世帯簿（様式第3号）を作成し、保険税の納付状況等を把握し、適正な管理に努めるものとする。

(短期証の有効期間及び更新等)

第6条 法第9条第10項後段に規定する特別の有効期間は3箇月とする。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、有効期間を6箇月以上とする短期証を交付するものとする。

- 2 市は、短期証を交付した世帯に対し、短期証の有効期間終了前に、速やかに更新の手続きをとるよう国民健康保険短期被保険者証有効期間切れ予告通知（様式第4号）により通知するものとする。

(一般証への切替え)

第7条 市は、短期証の交付を受けている世帯主が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、短期証の交付に代え、一般証を交付するものとする。

- (1) 滞納している保険税を完納したとき。
- (2) 滞納額の著しい減少により、短期証の交付に代え、一般証を交付することが適当であると認めたとき。
- (3) 世帯の合併若しくは分離又は世帯に属する者の異動により世帯主に変更があった場合で、短期証の交付に代え、一般証を交付することが適当であると認めたとき。

(短期証の返還請求)

第8条 市は、第4条第1項の規定により短期証の交付を受けている世帯主であつて、納期限から1年以上経過した後において当該納期に係る保険税を滞納している者（政令第1条各号に掲げる特別の事情があると認められる世帯主を除く。）に対し、法第9条第3項の規定により、短期証の返還を求めるものとする。

- 2 市は、前項の規定の適用を受ける世帯のうち、納付相談又は納付指導により保険税の滞納の解消に努め、短期証の返還を求めることが適当でないと市長が認める者については、法第9条第3項及び前項の規定にかかわらず、短期証の返還を求めないことができる。
- 3 市は、政令第1条各号に掲げる特別の事情があると認められる世帯主から特別の事情に関する届（様式第5号）を提出させるものとする。
- 4 市は、世帯主に短期証の返還を求めようとするときは、あらかじめ納付相談・指導等の経過及び実態調査等を記録した資格証明調査書（様式第6号）を作成するものとする。

(弁明の機会の付与)

第9条 市は、短期証の返還を求めようとするときは、国民健康保険被保険者証返還に係る弁明の機会の付与通知書（様式第7号）により、当該世帯主に対し弁明の機会を付与するものとする。

- 2 世帯主が弁明をしようとするときは、弁明書（様式第8号）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、口頭により弁明させることができる。

(短期証の返還通知)

第10条 市は、前条第2項の規定による弁明の内容を検討し、短期証の返還を求めることが適当

であると認めるときは、当該世帯主に対し国民健康保険被保険者証返還請求通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。同項の規定により指定した期限までに弁明書を提出しないときも、同様とする。

（資格証明書の交付等）

第 11 条 法第 9 条第 3 項の規定及び第 8 条第 1 項の規定により短期証の返還を求められ、短期証を返還した世帯主に対して、市は、被保険者資格証明書の交付について（様式第 10 号）を添えて資格証明書を交付するものとする。ただし、法第 9 条第 6 項の規定により被保険者証が交付される 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者にあつては、有効期間を 6 箇月以上とする短期証を交付するものとする。

2 法第 9 条第 3 項の規定により短期証の返還を求められたにもかかわらず短期証を返還しない世帯主については、当該短期証の有効期間の終了をもって短期証を返還したものとみなし、前項の規定を適用する。

3 市は、法第 9 条第 6 項の規定により原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる者について短期証を交付するときは、当該世帯主から原爆一般疾病医療費の支給等に関する届（様式第 11 号）を提出させるものとする。ただし、当該届出に係る事項について、他の公簿等により確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

4 市は、資格証明書を交付したときは、資格証明書交付世帯簿（様式第 12 号）を作成し、保険税の納付状況等を把握し、適正な管理に努めるものとする。

（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であつたもの等に係る資格証明書の交付等）

第 12 条 法第 9 条第 6 項の規定により資格証明書の交付を受けている世帯主に係る世帯の被保険者であつて原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者として同項の規定により被保険者証の交付を受けていた者が、これらの者としての要件を欠くに至った場合は、資格証明書を交付する。

2 第 9 条及び第 10 条の規定は、前項の規定による資格証明書の交付について準用する。ただし、

原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者でなくなったことが客観的な資料により直接証明されたときは、弁明の機会を付与しないことができる。

(資格証明書等の有効期間)

第13条 法第9条第6項の規定並びに第11条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定により交付する資格証明書の有効期間は、交付の日から当該交付の日以後最初の7月31日までとする。

(被保険者証への切替え)

第14条 市は、法第9条第6項の規定により資格証明書の交付を受けている世帯主が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、資格証明書の交付に代え、当該各号に掲げる被保険者証を交付するものとする。

(1) 滞納している保険税を完納したとき 一般証

(2) 滞納額の著しい減少により、資格証明書の交付に代え、短期証を交付することが適当であると認めたとき 短期証

(3) 世帯の合併若しくは分離又は世帯に属する者の異動により世帯主に変更があった場合で、資格証明書の交付に代え、一般証又は短期証を交付することが適当であると認めたとき
一般証又は短期証

(特別療養費の支給)

第15条 資格証明書により診療等を受け、保険医療機関等の窓口で診療費等の全額を支払った世帯主等に対して、省令第27条の5の規定による特別療養費支給申請書(様式第13号)を提出させるものとする。

2 特別療養費の申請書を受け付けるときは、当該世帯主に対し市が払い戻すこととなる特別療養費の全部又は一部を滞納保険税に充当するよう、指導するものとする。

3 世帯主が、特別療養費の支給額の全部又は一部の保険税への充当を承諾した場合は、保険税への充当承諾書(様式第14号)を提出させるものとする。

(保険給付の全部又は一部支払の一時差止め)

第16条 世帯主が当該保険税の納期限から1年6月間が経過するまでの間において当該保険税について納付しないときは、法第63条の2の規定により、保険給付の全部又は一部の支払を

一時差し止めるものとする。なお、この場合政令第1条各号に掲げる特別の事情がある場合は、世帯主に対し特別の事情に関する届（様式第5号）による届出書を提出させるものとする。また、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めている場合、政令第1条各号に掲げる特別の事情を有することになった場合は、世帯主に対し直ちに特別の事情に関する届（様式第5号）による届出書を提出させるものとする。

2 前項の規定により、保険給付の支払を差し止めたときは、保険給付記録表（様式第15号）を作成し、必要事項を記入するとともに、保険給付の一時差止通知書（様式第16号）により世帯主に通知するものとする。

3 保険給付の支払を一時差し止める額は、滞納している保険税の額を超えない額とする。

（保険給付費からの滞納保険税の控除）

第17条 資格証明書を交付されている世帯主であって、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めがなされている者が、なお、滞納している保険税を納付しない場合には、あらかじめ、世帯主に保険給付からの滞納保険税の控除について（様式第17号）により通知し、一時差止めに係る保険給付の額から滞納している保険税額を控除することができるものとする。

（納付指導等の継続等）

第18条 市は、資格証明書又は短期証を交付した世帯主に対してその交付中においても納付指導等を継続して行い、滞納している保険税の自主的な納付を促進するものとする。

2 市は、省令第27条の5に規定する特別療養支給申請書を受け付けるときは、当該世帯主に対し市が支給する特別療養費の全部又は一部を滞納している保険税に充当するよう指導するものとする。

（滞納者措置認定審査委員会）

第19条 保険税の滞納世帯主等に対し、第3条第2号の措置に関する事項の審査を行うため、必要に応じて滞納者措置認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、副市長を委員長とし、別表に掲げる者をもって構成する。

3 審査委員会は、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

（1） 第11条第1項及び第2項に規定する資格証明書の交付該当者の認定に関する事項

（2） 第8条第3項に規定する特別の事情に係る届出書の審査及び認定に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。

(平川市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の支払の差止等に関する取扱要綱の廃止)

- 2 平川市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の支払の差止等に関する取扱要綱(平成18年平川市告示第19号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前日までに、旧平川市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の支払の差止等に関する取扱要綱の規定によりなされた被保険者証の返還、資格証明書の交付等については、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた被保険者証の返還、資格証明書の交付等とみなす。

- 4 この要綱の施行の日の前日までに、旧平川市国民健康保険短期被保険者証交付要綱(平成18年3月31日制定)の規定によりなされた短期被保険者証の交付については、この要綱の相当規定によりなされた短期被保険者証の交付とみなす。

- 5 旧平川市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の支払の差止等に関する取扱要綱及び平川市国民健康保険短期被保険者証交付要綱の規定による様式であって、この要綱の施行の際現に有する様式については、当分の間、これを調整して使用することができる。

(平成30年4月に交付する短期証の有効期間の特例措置)

- 6 平成30年4月に交付する短期証に関する第6条第1項の規定の適用については、同項中「3箇月」とあるのは、「4箇月」とする。

附 則 (平成23年9月30日告示第126号)

この告示は、平成23年9月30日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日告示第44号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成２７年１１月１６日告示第１５４号）

この告示は、平成２８年１月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月１８日告示第４０号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、第１条の規定による改正前の平川市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱、第２条の規定による改正前の平川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱、第３条の規定による改正前の平川市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱、第４条の規定による改正前の平川市介護保険料滞納に係る保険給付制限取扱要綱、第５条の規定による改正前の介護保険法第５０条及び第６０条の規定に基づき平川市が定める介護給付の割合及び予防給付の割合を定める要綱及び第６条の規定による改正前の平川市介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費の償還払い給付に係る特例措置実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成２９年３月３１日告示第３５号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月２７日告示第２８号）

この告示は、平成３０年３月２７日から施行する。

附 則（令和２年１２月１８日告示第２２３号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月１５日告示第３７号）

この告示は、令和３年３月１５日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日告示第４９号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第１９条関係）

財政部長

福祉課長

尾上総合支所長

碓ヶ関総合支所長

葛川支所長

税務課長

「平川市の国保」令和6年度版（令和5年度実績）

発行年月 令和6年12月発行

発行 平川市

編集 財政部税務課

〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6

TEL 0172-44-1111（代表）

0172-55-5328（直通）

FAX 0172-44-8619

URL <https://www.city.hirakawa.lg.jp>